

【資料編】

府中町第2次ごみ処理基本計画（資料編-目次）

資料1 府中町廃棄物の処理及び清掃に関する条例

1 府中町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	39
-----------------------------	----

資料2 府中町廃棄物減量等推進審議会における審議・答申

2.1 府中町廃棄物減量等推進審議会設置要綱.....	43
2.2 府中町廃棄物減量等推進審議会委員	44
2.3 府中町第2次ごみ処理基本計画策定に関する諮問書.....	45
2.4 府中町第2次ごみ処理基本計画策定に関する答申書.....	46

資料3 計画策定の経過

3 計画策定の経過	47
-----------------	----

資料4 アンケート調査の結果

4.1 アンケート調査の概要	48
4.2 住民アンケート調査の結果	49
4.3 事業者アンケート調査の結果	59
4.4 町内会アンケート調査の結果	64

資料5 意見募集の結果（パブリックコメント）

5.1 実施方法	68
5.2 意見募集（パブリックコメント）の結果.....	68

資料6 ごみ処理の現状

6.1 ごみ処理体制	72
6.2 ごみ処理の実績	75
6.3 ごみ処理の評価	78

資料7 ごみ組成調査の結果

7 ごみ組成調査の結果	85
-------------------	----

資料8 ごみ排出量の将来予測

8.1 ごみ排出量の将来予測の手順	87
8.2 ごみ排出量（現状趨勢）	88
8.3 ごみ排出量（目標達成時）	90

資料9 用語解説

9 用語解説	92
--------------	----

資料 1 府中町廃棄物の処理及び清掃に関する条例

1 府中町廃棄物の処理及び清掃に関する条例

1 府中町廃棄物の処理及び清掃に関する条例



府中町廃棄物の処理及び清掃に関する条例

昭和 48 年 3 月 30 日条例第 18 号

最終改正 令和 7 年 12 月 16 日条例第 33 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関し必要な事項を定めるものとする。

(清潔の保持)

第 2 条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努め、その土地にみだりに廃棄物が捨てられないように適正な管理をするとともに、捨てられた廃棄物は、自らの責任をもって処理するなどその清潔の保持に努めなければならない。

(町の責務)

第 2 条の 2 町は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の減量及び再生利用を推進するとともに廃棄物の適正な処理及び生活環境の清潔の保持を図るものとする。

2 町は、廃棄物の減量、再生利用及び適正な処理並びに生活環境の清潔の保持に関する町民の自主的な活動を支援するとともに町民と事業者の意識の啓発を図るよう努めるものとする。

(町民の責務)

第 2 条の 3 町民は、不用品の活用等により廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を推進し、生じた廃棄物を自ら処分すること等により廃棄物の減量に努めなければならない。

2 町民は、廃棄物の減量、再生利用及び適正な処理に関し町の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 3 条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理するとともに、その処理に関する技術開発に努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことにより、その減量化を図らなければならない。

3 事業者は、物品の販売等に際して過剰包装の自粛、容器の回収等を行うことにより、その物品が販売された後において廃棄物となる量が少なくなるように努めなければならない。

(一般廃棄物の処理計画)

第 4 条 法第 6 条第 1 項の規定による一般廃棄物（ふん尿を除く。以下同じ。）の処理計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）は、年度開始前に告示する。

2 前項の計画に重要な変更があったときは、その都度告示する。

(占有者の協力義務)

第5条 法第6条第1項に規定する区域(以下「処理区域」という。)内における土地又は建物の占有者は、日常生活から生ずる一般廃棄物の減量を図るとともに、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物は、なるべく自ら処分するよう努めなければならない。

2 処理区域内における土地又は建物の占有者は、自ら処分しない一般廃棄物については、町長の指示する方法に従わなければならない。

3 一般廃棄物のうち、人体に有害な影響を及ぼすもの、爆発等危険性のあるもの、著しく悪臭を発生するものその他処理作業に支障を及ぼすおそれのあるもの又は一時的に多量の廃棄物を排出する場合は、町長の指示する方法に従い、適切な処理をしなければならない。

4 処理区域内における土地又は建物の占有者は、本町が行う廃棄物の不法投棄の防止その他生活環境の清潔保持に関する施策に協力しなければならない。

(収集又は運搬の禁止等)

第5条の2 一般廃棄物処理計画で定める所定の場所に排出された廃棄物のうち、紙類、布類、金属類その他の再利用の対象となる物として町長が定めるものについては、町長及び町長が指定する者以外の者は、これらを収集し、又は運搬してはならない。

2 町長は、町長及び町長が指定する者以外の者が前項の規定に違反して、収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

(廃棄物減量等推進審議会)

第5条の3 法第5条の7の規定により一般廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、府中町廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、一般廃棄物の減量等に関する事項について、町長の諮問に応じて審議し、町長へ答申する。

3 審議会の委員は、12人以内とし、任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 その他必要な事項は、別に定める。

(一般廃棄物の自家処理の基準)

第6条 処理区域内における土地又は建物の占有者で、その土地又は建物内の一般廃棄物を自ら処理する者は、その廃棄物を法第6条の2第2項に定める基準に準じて処理しなければならない。

(一般廃棄物処理手数料)

第7条 町は、事業活動に伴って生じた一般廃棄物が町の処理施設に搬入された場合においては、町長が定める時期に一般廃棄物処理手数料を徴収する。

2 前項の一般廃棄物処理手数料の額は、別表第1に定める額とする。

3 町は、町において家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物のうち町長が定める大型ごみの収集及び運搬を行う場合、又は当該大型ごみが町の処理施設に搬入された場合においては、町長が定める時期に大型ごみ収集運搬手数料を徴収する。

4 前項の大型ごみ収集運搬手数料の額は、別表第2に定める額とする。

5 既納の手数料は、還付しない。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(一般廃棄物処理手数料の減免)

第8条 町長は、特別の事由があると認めるときは、一般廃棄物処理手数料及び大型ごみ収集運搬手数料を減免することができる。

(一般廃棄物収集運搬業の許可)

第9条 法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、2年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

(許可申請等の手数料)

第10条 町は、前条の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可又は許可の更新を受けようとする者から、許可の申請の際、次に掲げる手数料を徴収する。

(1) 一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料 1件につき 10,000円

(2) 一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料 1件につき 10,000円

2 既納の手数料は、還付しない。

(許可証の交付)

第11条 町長は、第9条の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可又は許可の更新をしたときは、所定の許可証を交付する。

2 一般廃棄物収集運搬業者は、前項の許可証を亡失し、又はき損したときは、遅滞なくその旨を届出て許可証の再交付を受けなければならない。

(許可の取消し等)

第12条 町長は、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(許可証再交付申請手数料)

第13条 町長は、第11条第2項の規定に基づき許可証の再交付を受けようとする者から、再交付申請の際、1件につき2,000円の手数料を徴収する。

2 既納の手数料は、還付しない。

(罰則)

第14条 第5条の2第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第15条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

(府中町行政手続条例の適用除外)

第16条 第5条の2第2項の規定による命令について、府中町行政手続条例(平成14年条例第2号)第3章の規定は、適用しない。

(補則)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 府中町清掃条例（昭和 38 年条例第 12 号）は、廃止する。

別表第 1（第 7 条関係）

区分	単位	金額
一般廃棄物処理手数料	10キログラムまでごとに	108円

備考 一般廃棄物の重量は、町長が認定する。

別表第 2（第 7 条関係）

区分			手数料の額（1個につき）
大型ごみ収集運搬手数料	特定家庭用機器廃棄物	収集及び運搬を行う場合	2,850円
		搬入に伴う運搬を行う場合	2,140円

備考 この表において、「特定家庭用機器廃棄物」とは、特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）第 2 条第 5 項に規定する特定家庭用機器廃棄物をいう。

資料2 府中町廃棄物減量等推進審議会 会における審議・答申

2.1 府中町廃棄物減量等推進審議会
設置要綱

2.2 府中町廃棄物減量等推進審議会
委員

2.3 府中町第2次ごみ処理基本計画策
定に関する諮問書

2.4 府中町第2次ごみ処理基本計画策
定に関する答申書

2.1 府中町廃棄物減量等推進審議会設置要綱



府中町廃棄物減量等推進審議会設置要綱

最終改正 平成31年4月1日

(設置)

第1条 廃棄物の諸問題に対する住民への意識の啓発並びに廃棄物の減量化及び資源化等を推進するための方策を審議するため、府中町廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 廃棄物の減量化及び資源化の方策に関すること。
- (2) 廃棄物の調査及び研究並びに住民に対する意識啓発に関すること。
- (3) 廃棄物に関する諸問題の解決策の検討に関すること。
- (4) その他町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者から町長が委嘱する。

- (1) 町民
- (2) 事業者
- (3) 学識経験者
- (4) 各種団体
- (5) 関係行政機関

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任できるものとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(幹事)

第7条 審議会に幹事若干名を置く。

2 幹事は、町職員の中から町長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け審議会の所掌事務について委員を補佐する。

4 幹事は、審議会に出席して、意見を述べることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、町民生活部において処理する。

(費用弁償)

第9条 委員の報酬及び職務を行うために要する費用の弁償については、府中町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年条例第38号）による。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成7年10月23日から施行する。

2.2 府中町廃棄物減量等推進審議会委員

役職	氏名	所属
会 長	三浦 浩之※1	広島修道大学 国際コミュニティ学部
副会長	根木 文彦※1	府中町南部町内会連合会
委 員	山内 透※1	府中町北部町内会連合会
委 員	本田 誠治※1	株式会社 本田春荘商店
委 員	宝珠山 覚※3	株式会社 サンリブ サンリブ府中
委 員	中畑 裕子※1	府中町婦人会
委 員	高山 かおり※1	府中町女性会
委 員	増原 稔則※2	府中町公衆衛生推進協議会
委 員	木川 照子※3	府中町公衆衛生推進協議会
委 員	新畑 圭三※4	府中町公衆衛生推進協議会
委 員	小松 宜子※1	府中町食生活改善推進員協議会
委 員	木下 和敬※3	広島県西部厚生環境事務所 広島支所 衛生環境課

※1任期：令和5年12月13日～令和7年12月12日、令和7年12月13日～令和9年12月12日

※2任期：令和5年12月13日～令和7年12月12日

※3任期：令和7年5月23日～令和7年12月12日、令和7年12月13日～令和9年12月12日

※4任期：令和7年12月13日～令和9年12月12日

2.3 府中町第2次ごみ処理基本計画策定に関する諮問書



府環発第2484号
令和7年10月30日

府中町廃棄物減量等推進審議会
会長 三浦 浩之 様

府中町長 寺尾 光司



府中町第2次ごみ処理基本計画の策定について（諮問）

府中町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第5条の3第2項の規定に基づき、
下記の事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 府中町第2次ごみ処理基本計画の策定について

2.4 府中町第2次ごみ処理基本計画策定に関する答申書

令和8年3月5日

府中町長 寺尾 光司 様

府中町廃棄物減量等推進審議会
会長 三浦 浩之



府中町第2次ごみ処理基本計画の策定について（答申）

令和7年10月30日付け府環発第2484号で諮問がありました府中町第2次ごみ処理基本計画の策定について、当審議会では、「府中町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」第5条の3第2項の規定に基づき、慎重に審議を行った結果、下記のとおり結論を得たので答申します。

記

府中町第2次ごみ処理基本計画（案）について、当審議会において調査及び審議を重ねた結果、本案は妥当なものと認めます。

なお、計画の推進にあたっては、次の事項に留意されるよう申し添えます。

1 安定的なごみ処理体制の構築

現行の焼却施設については、適正な維持管理により長寿命化を図るとともに、最終処分量については削減を推進すること。あわせて、施設の更新には多大な期間と費用を要することから、安芸地区衛生施設管理組合や近隣自治体と連携し、持続可能な処理体制の確保に向けた検討を加速させること。

2 プラスチック資源循環の推進

プラスチックの資源循環を促進するため、現在「普通ごみ」として焼却処理しているプラスチック類の資源化を目指し、「2050年ゼロカーボンシティ」の実現にも寄与するように検討を進めること。検討にあたっては、普通ごみの共同処理を行う安芸郡他3町の動向を注視しつつ、分別の利便性や収集コスト、リサイクルルートの確保を考慮した、新たな分別方式や収集体制について検討を進めること。

また、分別の変更は町民の生活に直結することから、住民周知を丁寧に行い、分別の意義や必要性について十分な理解と協力を得られるよう配慮すること。

資料3 計画策定の経過

3 計画策定の経過

3 計画策定の経過



日付	議事内容
令和7年9月1日 ～令和7年9月16日	町民・事業者・町内会アンケート
令和7年10月6日	令和7年度 第1回 環境対策本部会議 ・ 府中町第2次ごみ処理基本計画の策定素案（第1章～第3章）について審議
令和7年10月30日	令和7年度 第1回 府中町廃棄物減量等推進審議会 ・ 府中町第2次ごみ処理基本計画の策定について（諮問） ・ 府中町第2次ごみ処理基本計画の策定素案（第1章～第3章）について審議
令和7年12月24日	令和7年度 第2回 府中町廃棄物減量等推進審議会 ・ 府中町第2次ごみ処理基本計画の策定素案について審議
令和8年1月14日	令和7年度 第3回 府中町廃棄物減量等推進審議会（書面審議） ・ 府中町第2次ごみ処理基本計画の策定原案について審議（賛成10・反対0）
令和8年1月23日	令和7年度 第2回 環境対策本部会議 ・ 府中町第2次ごみ処理基本計画の策定案について審議
令和8年1月30日	府中町議会 厚生委員会 ・ 府中町第2次ごみ処理基本計画の策定案について報告
令和8年2月1日 ～令和8年2月20日	パブリックコメント （広報ふちゅう2月号および町ホームページにて周知）
令和8年3月5日	令和7年度 第4回 府中町廃棄物減量等推進審議会 ・ パブリックコメントの結果について ・ 府中町第2次ごみ処理基本計画の策定について（答申）

資料4 アンケート調査の結果

4.1 アンケート調査の概要

4.2 住民アンケート調査の結果

4.3 事業者アンケート調査の結果

4.4 町内会アンケート調査の結果

4.1 アンケート調査の概要

本計画の策定にあたっては、広く町民・事業者・町内会の皆様から環境に関する意見を把握し、今後の環境行政に反映させることを目的に「住民アンケート調査」「事業者アンケート調査」「町内会アンケート調査」の3つの調査を実施しました。

回答は、本計画の改定にあたり参考とさせていただくとともに、今後の施策を検討する上での参考資料として活用いたします。

各調査の概要は、下記に示すとおりであり、「住民アンケート調査」「事業者アンケート調査」は府中町地球温暖化対策実行計画【区域施策編】における調査と併せて実施し、「町内会アンケート調査」は府中町第2次ごみ処理基本計画における調査として実施しました。

表 4-1 住民アンケート調査の概要

	内容
調査期間	令和7年9月1日（月）～令和7年9月16日（火）
調査対象	当町に居住する15歳以上の町民3,000人（無作為抽出、無記名回答）
調査方法	郵送回答、オンライン回答
回収率	35.4%（配布数3,000票、回収数1,061票）

表 4-2 事業者アンケート調査の概要

	内容
調査期間	令和7年9月1日（月）～令和7年9月16日（火）
調査対象	府中町の事業所の中から350社（無作為抽出、無記名回答）
調査方法	郵送回答、オンライン回答
回収率	35.1%（配布数350票、回収数123票）

表 4-3 町内会アンケート調査の概要

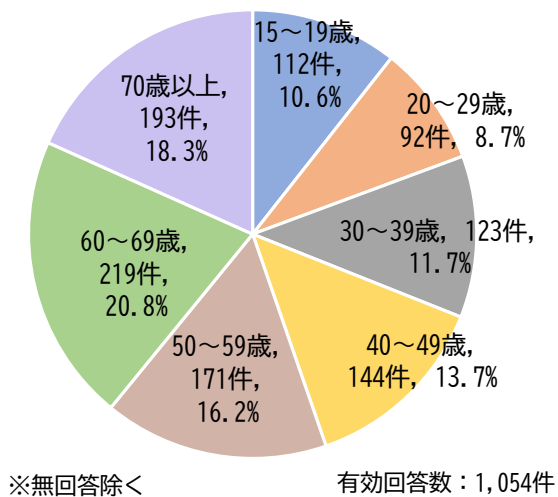
	内容
調査期間	令和7年9月2日（火）～令和7年9月19日（金）
調査対象	当町における全ての町内会
調査方法	郵送回答
回収率	83.6%（配布数67票、回収数56票）

4.2 住民アンケート調査の結果

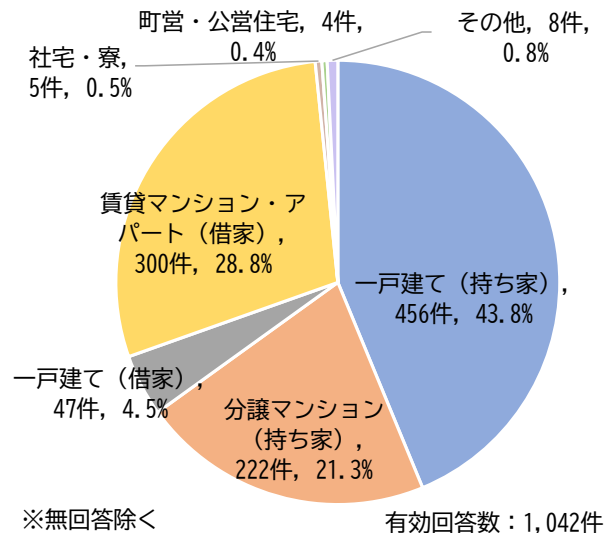
【あなたのことについて】

問 あなたの年齢・住居形態について教えてください。

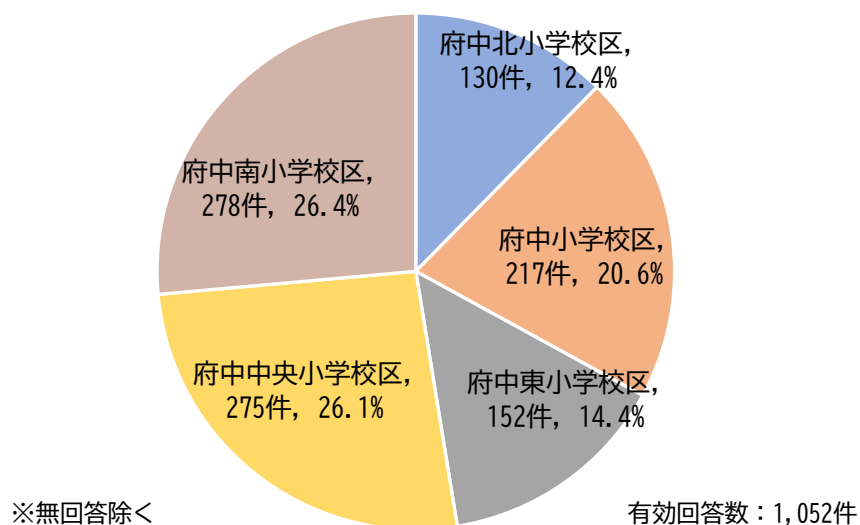
《年齢》



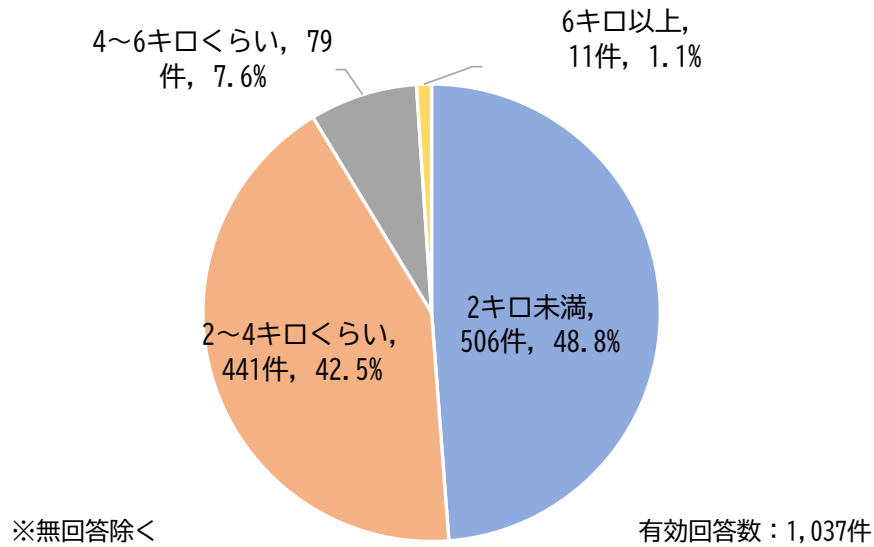
《住居形態》



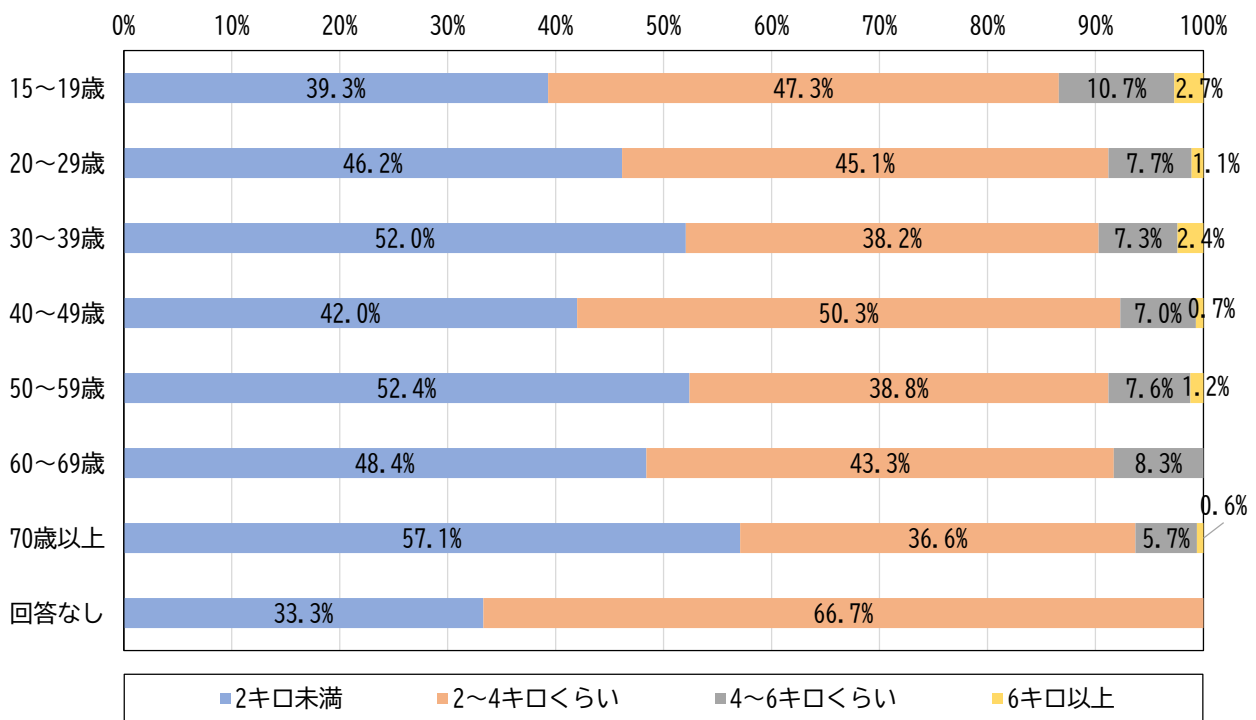
問 あなたのお住いの地域について教えてください。



問 1 人 1 週間あたり出していると感じるごみの量を教えてください。



《年代別/ 1 人 1 週間あたり出していると感じるごみの量》

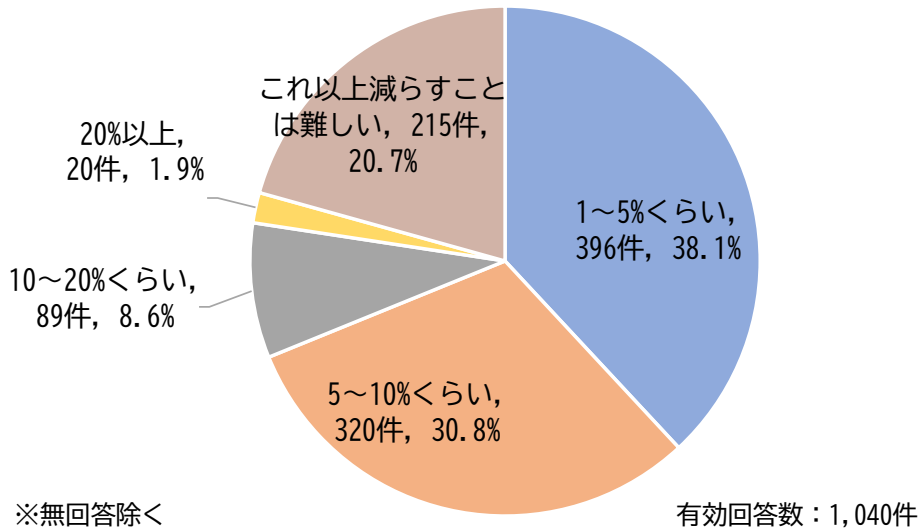


※四捨五入の関係により合計が 100 とならない場合があります

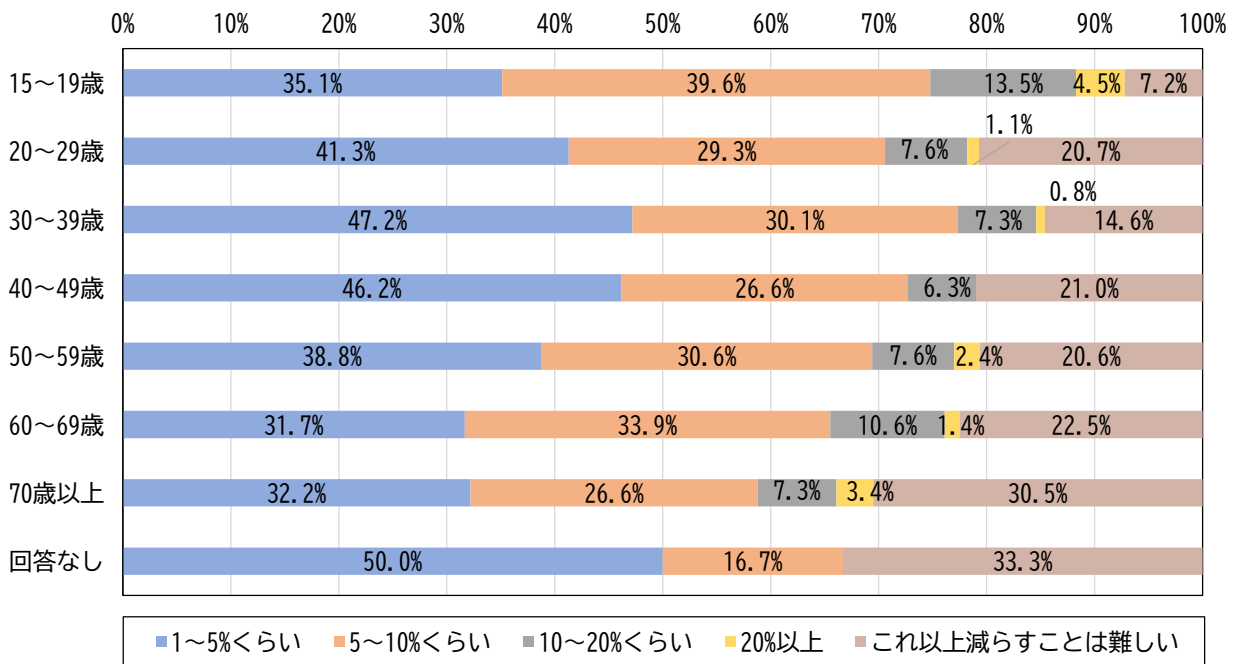
【結果の概要】

- 1 人 1 週間あたり出していると感じているごみの量は、4 キロ未満が 91.3%となっています。
- 年代別では、15~19 歳の年代において、1 人 1 週間あたり 4 キロ以上のごみを出していると感じる割合が 13.4%となっており、ごみを多く出していると感じている割合が比較的多いことが確認されました。

問 普段出しているごみについて、今の量からどの程度減らせると思うか教えてください。



《年代別/減らせるごみの量》

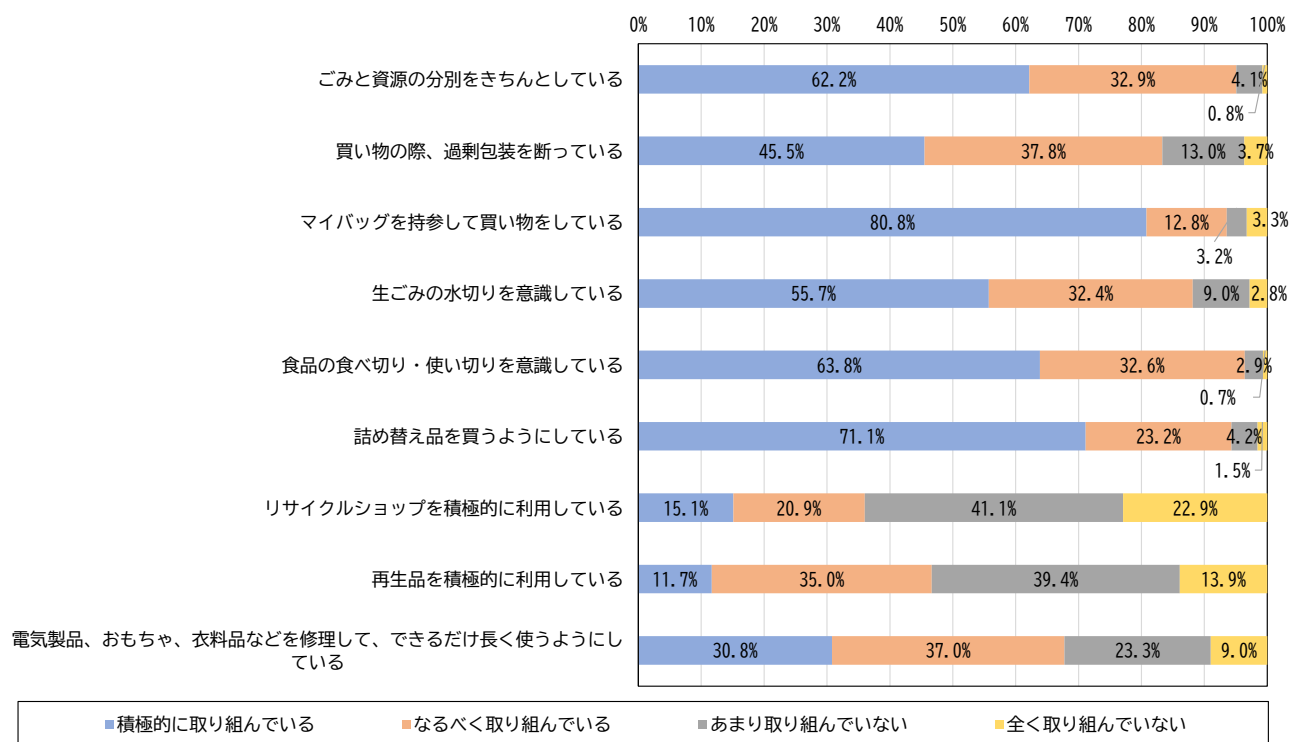


※四捨五入の関係により合計が100とならない場合があります

【結果の概要】

- 減らせるごみの量が10%未満と思う割合が68.9%となっており、これ以上減らすことは難しいが20.7%となっています。
- 年代別では、15~19歳においてごみを減らせる割合が10%以上と思う割合が高く、70歳以上において、減らせるごみの量が10%未満と思う割合及びこれ以上ごみを減らすことが出来ないと思う割合が高くなっています。

問 ごみの減量やリサイクルの取り組み状況について教えてください。



※四捨五入の関係により合計が 100 とならない場合があります

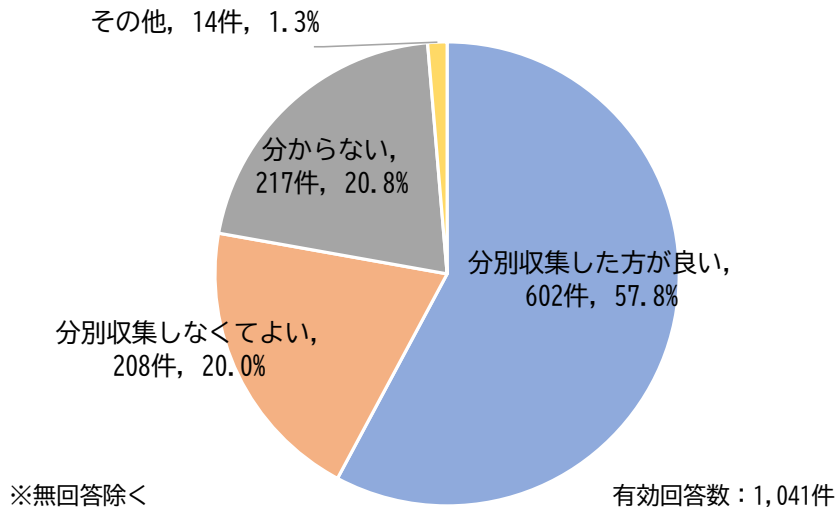
◀上記項目以外で「積極的に取り組んでいる」または「なるべく取り組んでいる」項目（一部）▶

- 外出時における水筒の持参
- 食品トレイ、紙パック等は、スーパー等の回収ボックスに持参
- 売れ残りによる食品廃棄を防ぐため、値引き商品を積極的に購入
- 家庭での生ごみの堆肥化
- 賞味期限が近いものから計画的に調理

【結果の概要】

- ごみの分別やマイバッグの持参、食品の使い切り、詰め替え製品の購入については、積極的に取り組んでいる人の割合が 60%以上となっています。
- リサイクルショップの利用や再生品の積極的な利用、おもちゃ等の長期的な利用については、あまり取り組んでいない及び全く取り組んでいない人の割合が高くなっています。

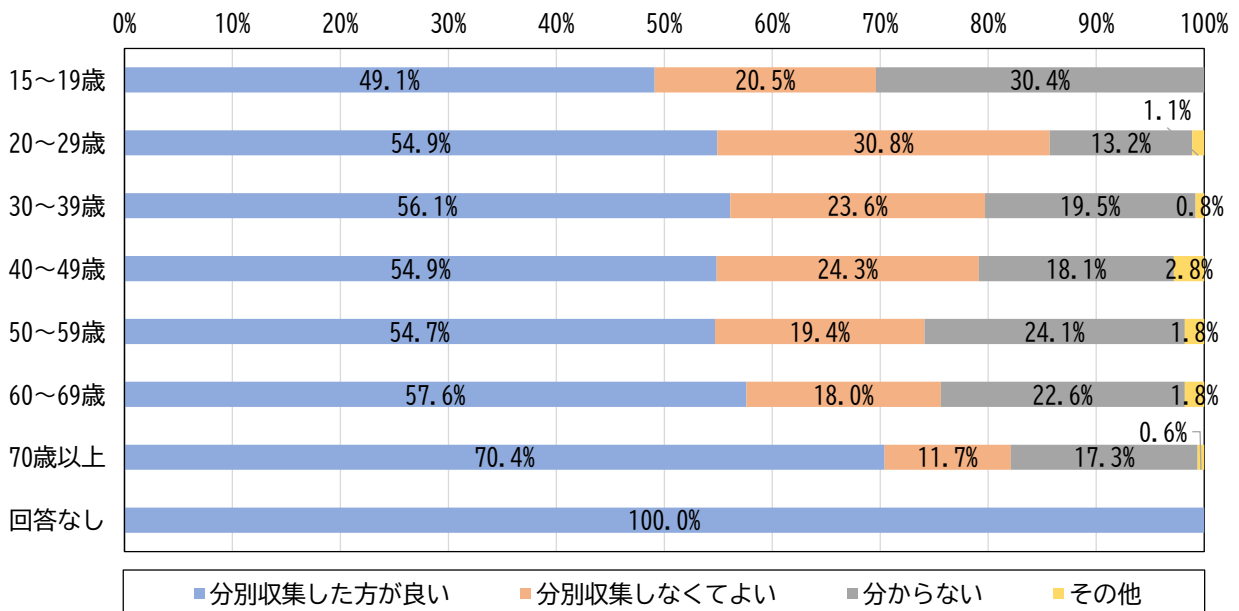
問 ペットボトル・白色トレイ以外のプラスチック類の分別収集に対するお考えを教えてください。



《その他の具体的な意見（一部）》

- スーパーのリサイクル回収BOXで対応できると考えられる
- プラスチック類の分別に対する手間が懸念される
- プラスチック類のリサイクルの流れや分別収集の実施による具体的な効果が分かると良い

《年代別/プラスチック類の分別収集に対する意向》

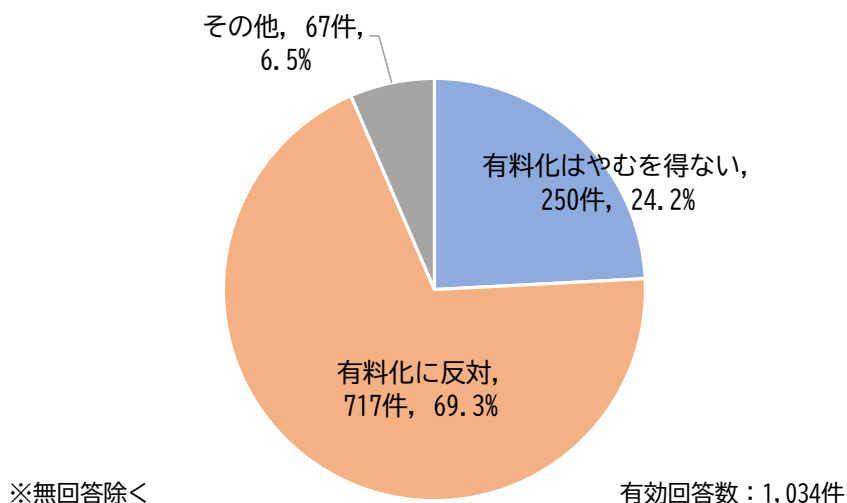


※四捨五入の関係により合計が100とならない場合があります

【結果の概要】

- 分別収集した方が良いという割合が57.8%であり、分別収集しなくてよいという割合が20.0%となっています。
- 年代別では、20歳以上の年代で分別収集した方が良いという割合が50%以上となっています。

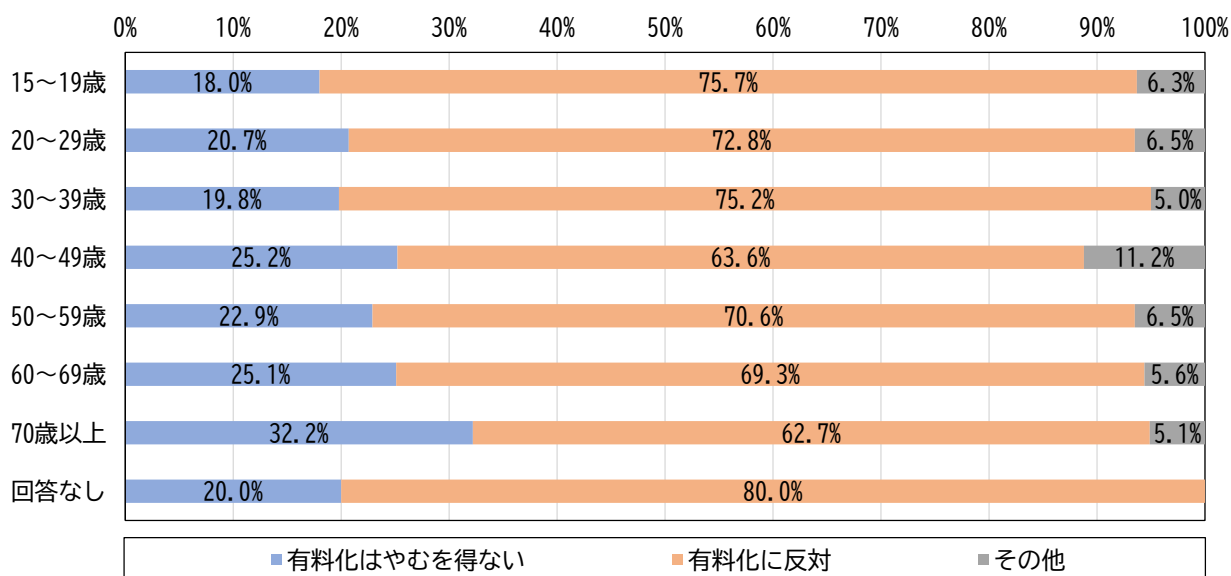
問 当町では大型ごみの排出量が周辺自治体より多い状況となっています。当町における大型ごみの有料化に対するお考えを教えてください。



《その他の具体的な意見（一部）》

- 町民以外による大型ごみの搬入対策を最優先に検討する必要があると考えられる
- 有料化を行う場合、大型ごみの大きさに応じた料金設定や無料チケットを配布し、チケットを使い切った後に排出される大型ごみに関しては料金を徴収する等の工夫を求む
- 大型ごみの排出の現状や有料化による効果等に関する説明があると理解しやすい
- まだ使用できる大型ごみに関しては無料で引き取りを行い、環境センターで譲渡を行う等の仕組みを構築したらどうか。

《年代別/大型ごみの有料化に対する意向》

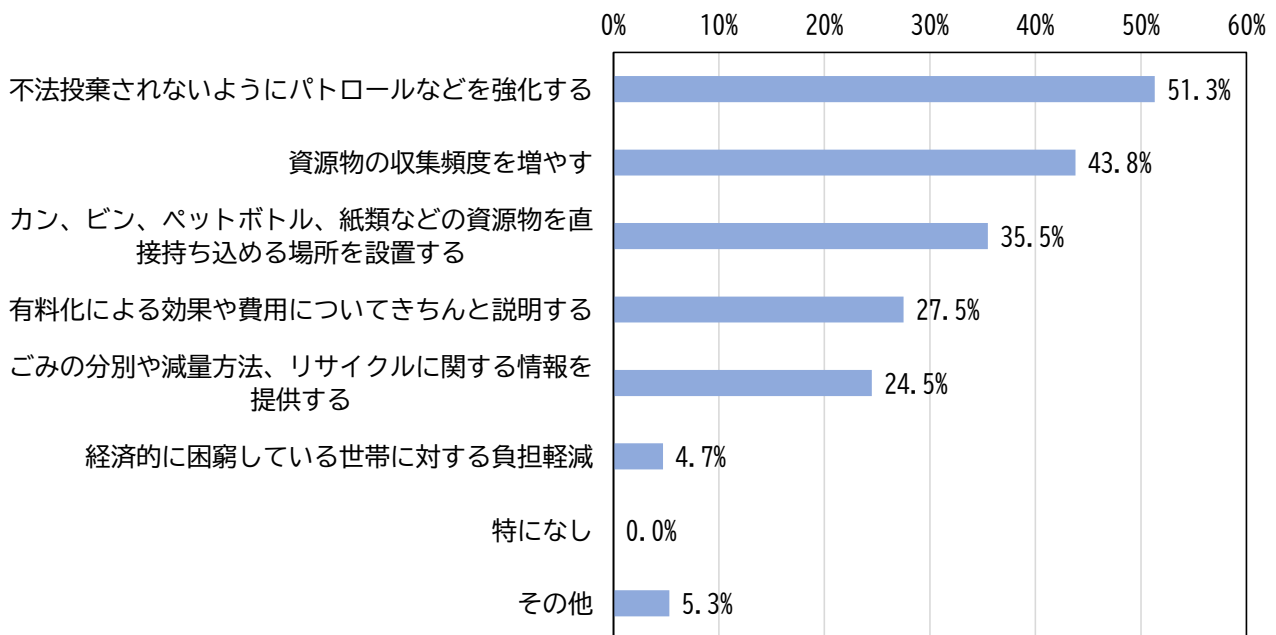


※四捨五入の関係により合計が100とならない場合があります

【結果の概要】

- 大型ごみの有料化に反対という割合が69.3%と最も高い割合となっています。
- 年代別では、大きな傾向の違いは見られませんでした。

問 ごみの有料化を行う場合、配慮が必要と考えられる事項について教えてください。



※無回答除く

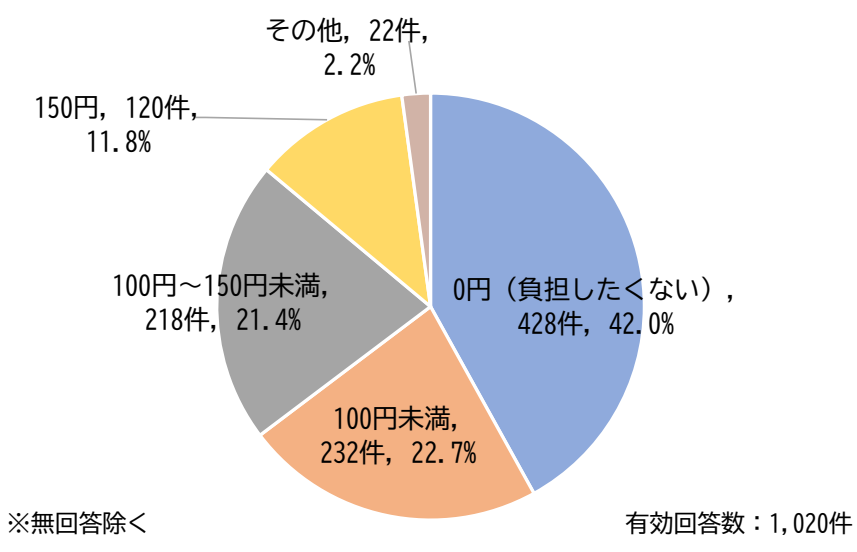
《その他の具体的な意見（一部）》

- 一定数のごみ袋を無料配布した後に必要となる場合は、町民自らが購入する仕組みにすることが有効と考えられる
- リチウムイオン蓄電池等の分別回収方法について丁寧な説明が必要である
- 紙おむつ使用世帯では、有料化により経済的な負担が懸念されるため、支援策の検討を求める
- 有料化にあたり、指定ごみ袋制度を導入する場合は、多種サイズの展開を求める

【結果の概要】

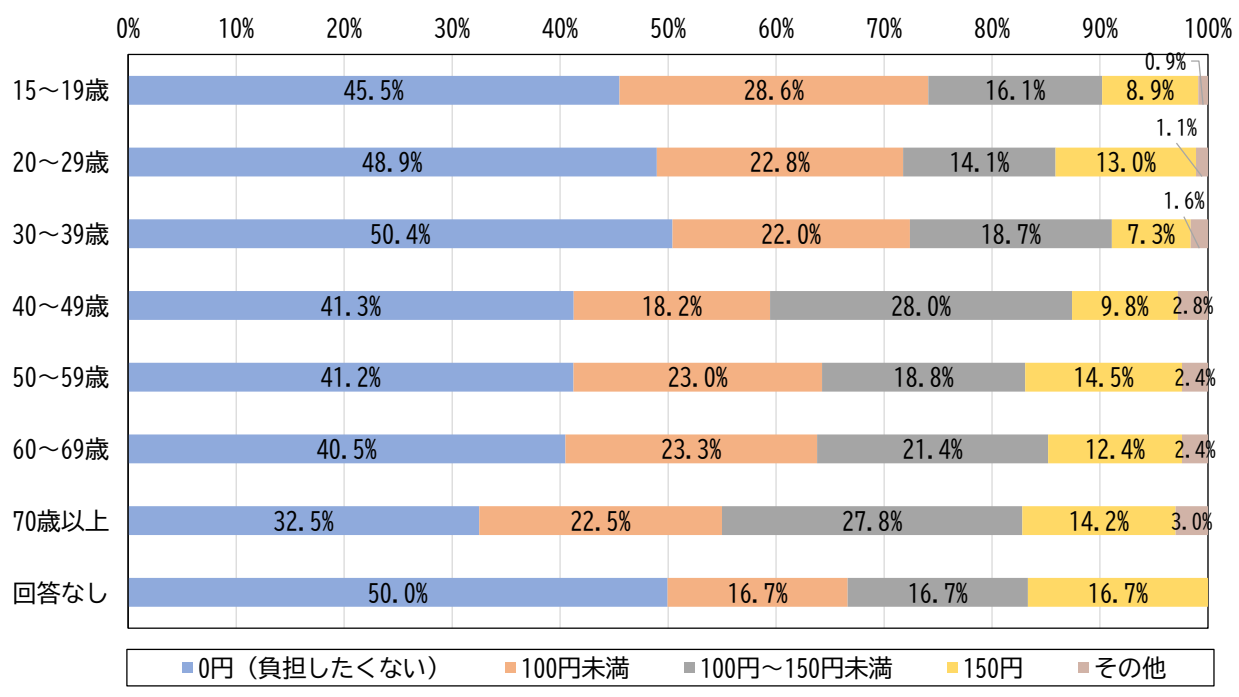
- ごみの有料化を実施する場合、「不法投棄対策に向けたパトロールの強化」や「資源物の収集頻度の増加」について配慮が必要と考える人の割合が40%以上となっています。

問 家庭ごみが有料化された場合、1人1カ月あたりいくらまでなら負担してもよいと考えられるか教えてください。



「その他の具体的な意見（一部）」
200円、300円、500円、1,000円

「年代別/有料化した場合の1人1カ月あたりの負担許容金額」

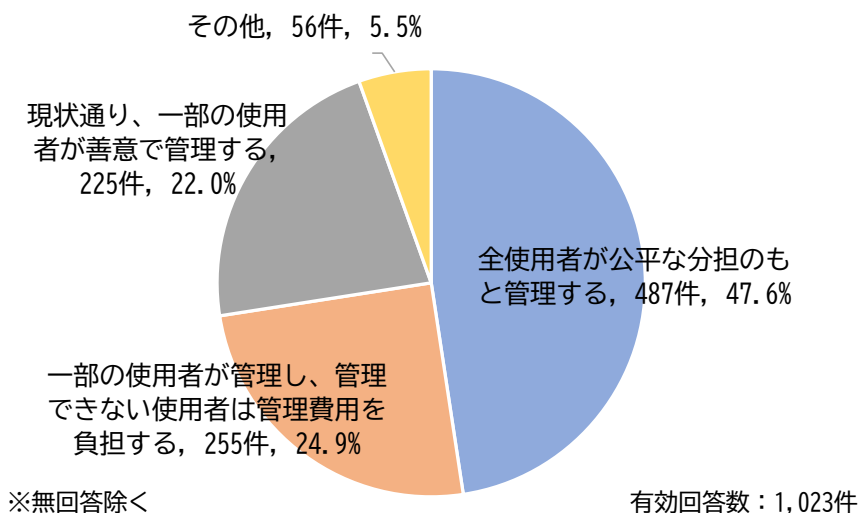


※四捨五入の関係により合計が100とならない場合があります

【結果の概要】

- 1人1カ月あたりの負担許容金額として0円（負担したくない）の割合が42.0%と最も高く、次いで100円未満の割合が20%程度となっています。
- 年代別では、年代が低いほど負担許容金額が安い傾向が確認されました。

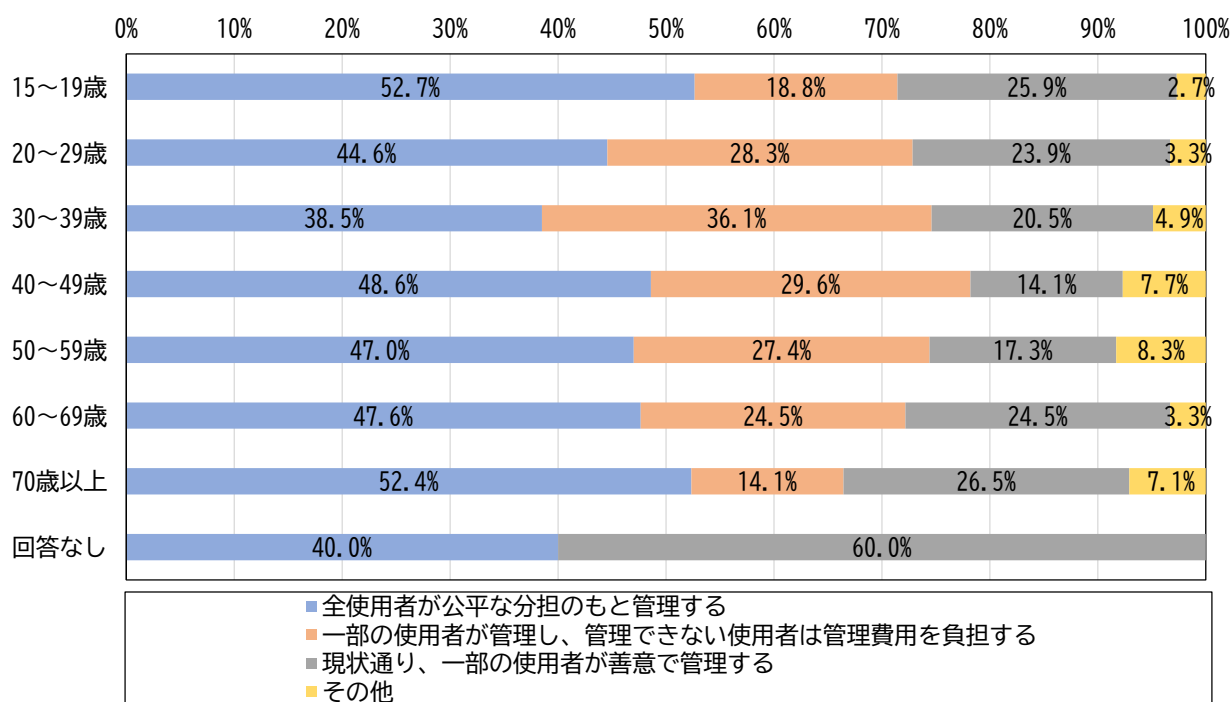
問 ごみステーションの管理方法として望ましいと考えられる方法を教えてください。



《その他の具体的な意見（一部）》

- 行政が主導となり業者を活用して管理することが有効と考えられる
- マンションでは管理人がごみステーションを管理しているため、府中町におけるごみステーション管理の現状について詳細が分からない

《年代別/ごみステーションの管理方法》

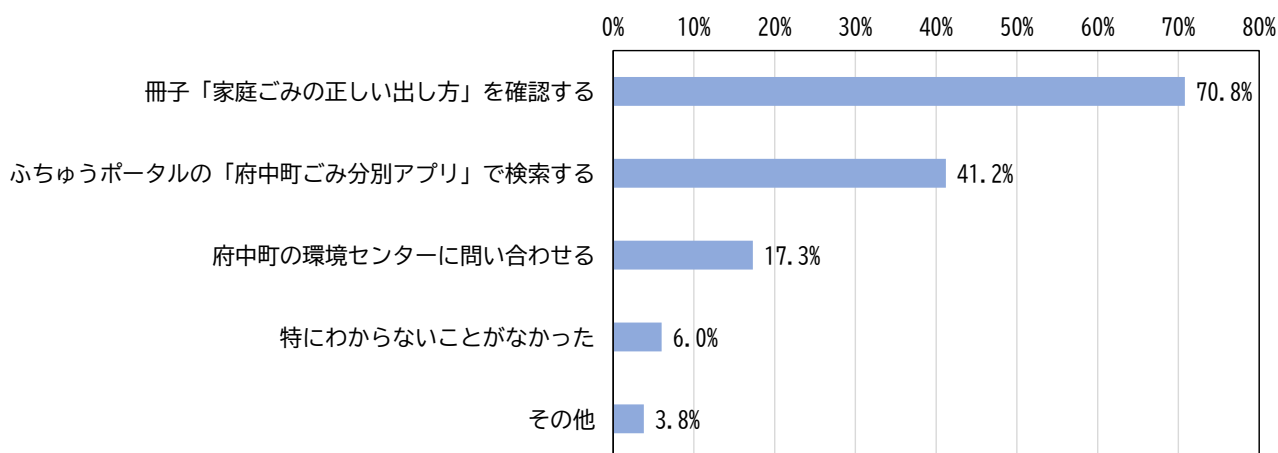


※四捨五入の関係により合計が100とならない場合があります

【結果の概要】

- 全使用者が公平な分担のもと管理することが47.6%と最も高い割合となっていました。
- 年代別では、大きな傾向の違いは見られませんでした。

問 ごみの分別区分が分からない時の確認方法について教えてください。

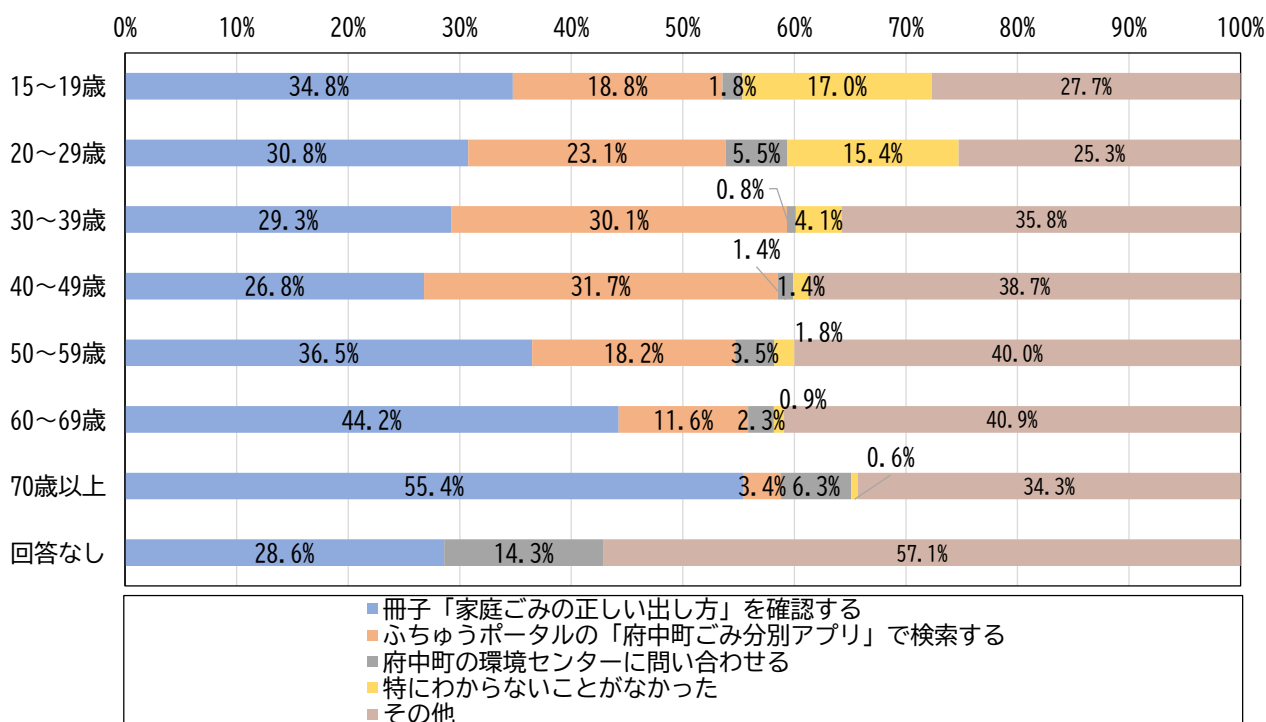


※無回答除く

《その他の具体的な意見（一部）》

- 家庭内、知人同士、マンションの管理人さんに相談し判断している
- ちゅぴCOMテレビで検索している

《年代別/ごみの分別区分の確認方法》



※四捨五入の関係により合計が100とならない場合があります

【結果の概要】

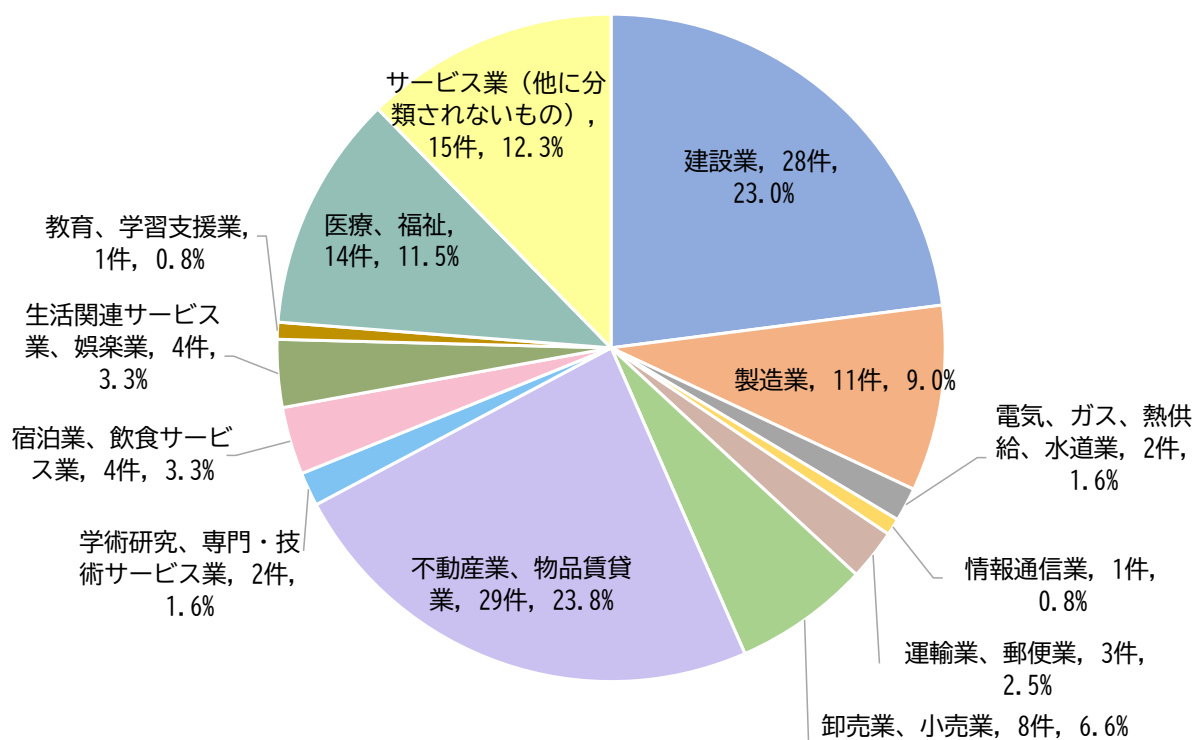
- 冊子「家庭系ごみの正しい出し方」を確認が70.8%と割合が最も高く、次いでふちゅうポータルの府中町ごみ分別アプリで検索が41.2%となっています。
- 年代別では、年代が高くなるほど冊子を確認する割合が高い傾向となっています。また、30代・40代においては、冊子の確認と比較し分別アプリでの検索の割合が高くなっています。

4.3 事業者アンケート調査の結果

【貴事業所のことについて】

問 貴事業所の業種・事業所の所有形態・従業員数について教えてください。

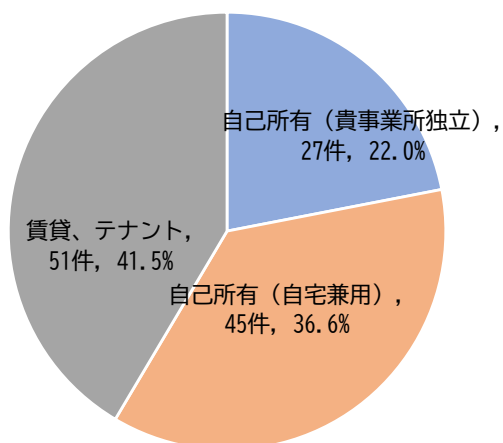
《業種》



※無回答除く

有効回答数：122件

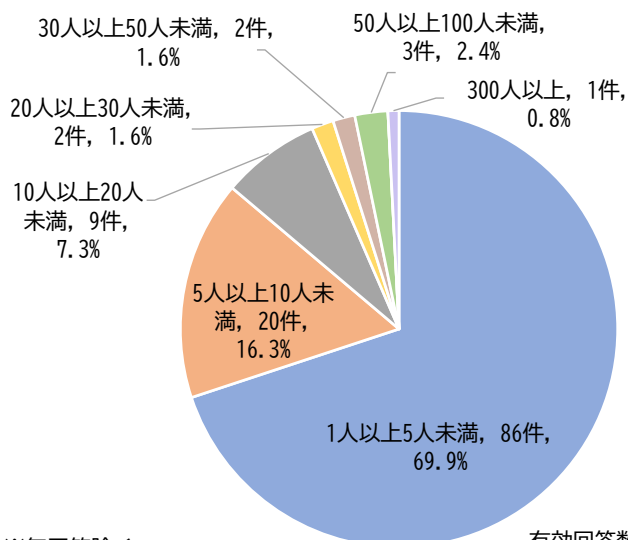
《所有形態》



※無回答除く

有効回答数：123件

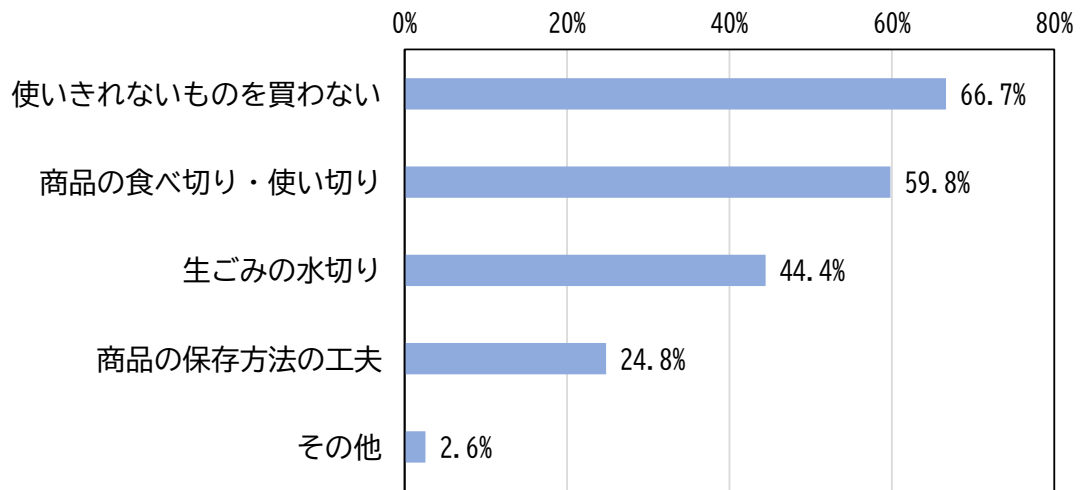
《従業員数》



※無回答除く

有効回答数：123件

問 貴事業所において食品ロスや生ごみの削減に向け行っている取り組みを教えてください。



※無回答除く

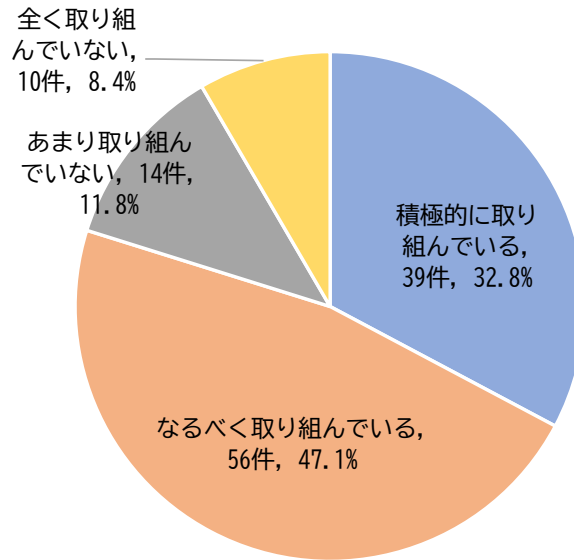
《その他の具体的な意見（一部）》

- 生ごみの発生なし
- 食品等の取り扱いはなし

【結果の概要】

- 使いきれないものを買わないが66.7%と割合が最も高く、次いで商品の食べ切り・使い切りが59.8%となっています。

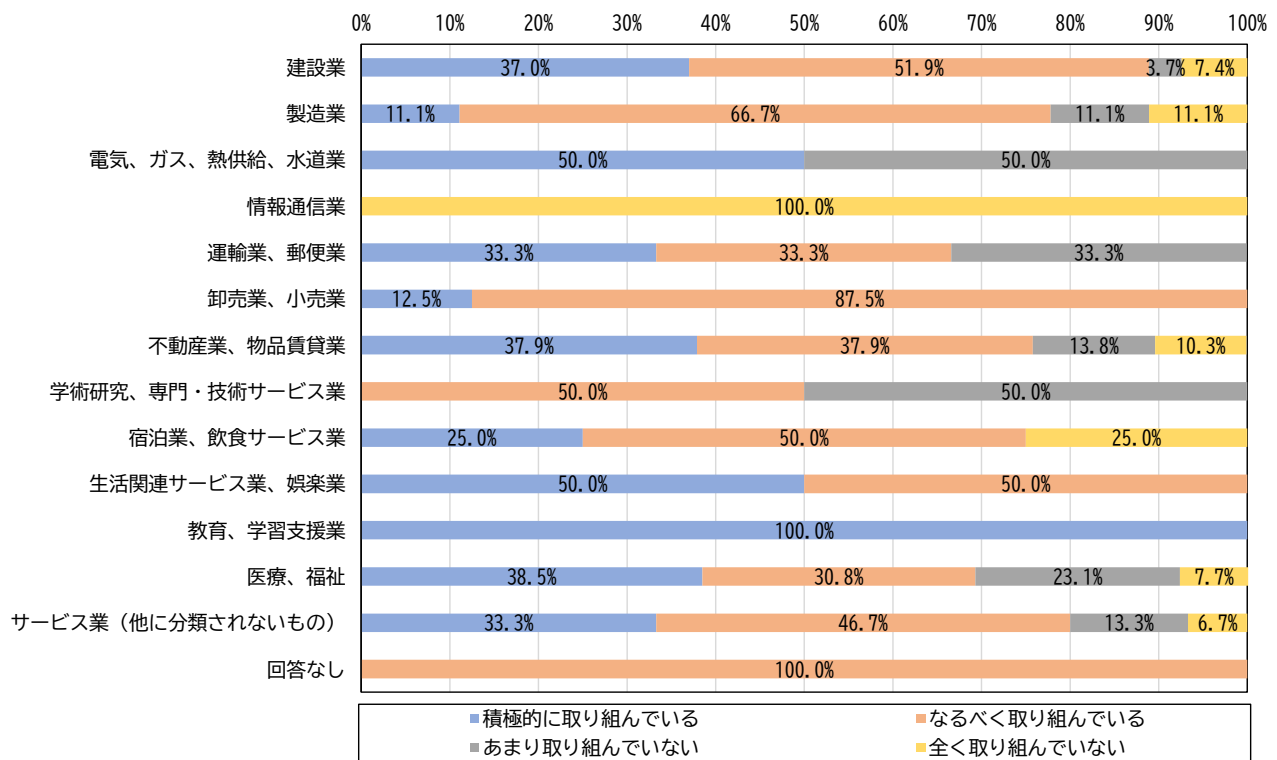
問 貴事業所におけるプラスチックごみの分別の取り組み状況について教えてください。



※無回答除く

有効回答数：119件

《業種別/プラスチックごみの分別の取り組み状況》

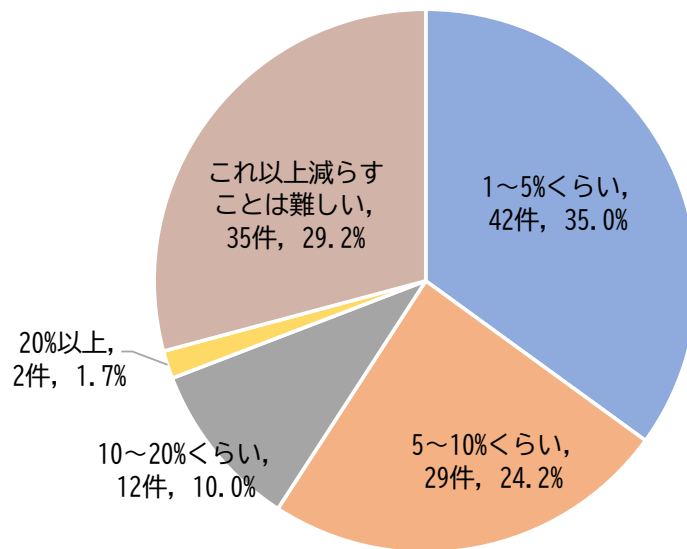


※四捨五入の関係により合計が100とならない場合があります

【結果の概要】

- 積極的に取り組んでいるまたはなるべく取り組んでいると回答した事業者の割合は約80%となっています。
- 業種別では、「製造業」「情報通信業」「不動産業、物品賃貸業」「宿泊業、飲食サービス業」において全く取り組んでいない割合が10%以上であり、取り組みが進んでいない状況です。

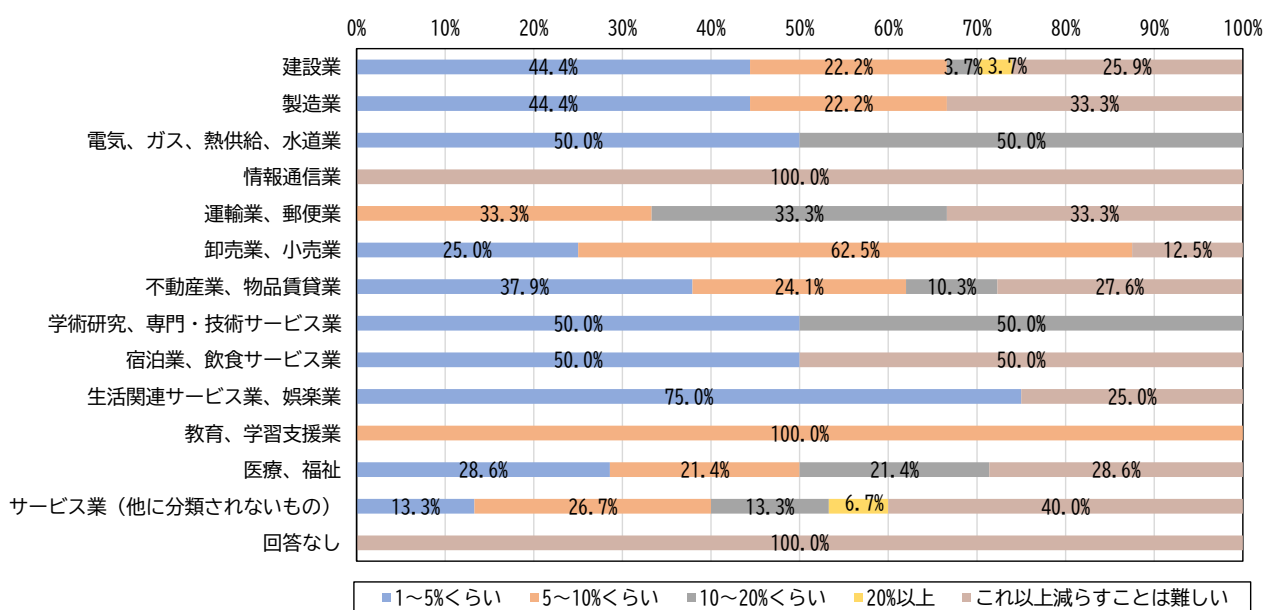
問 貴事業所で出ているごみについて、今の量からどの程度減らせると思うか教えてください。



※無回答除く

有効回答数：120件

《業種別/減らせるごみの量》

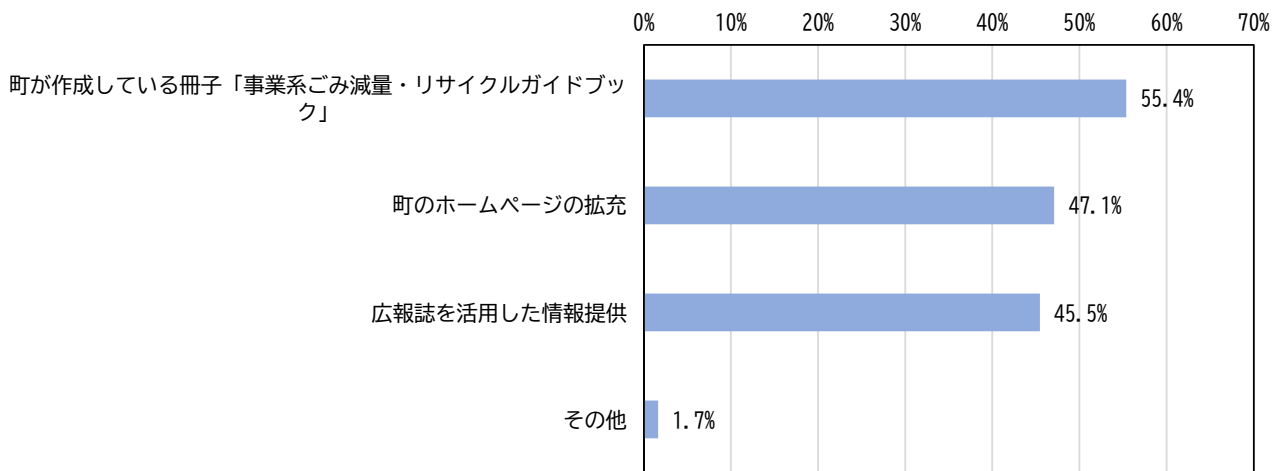


※四捨五入の関係により合計が100とならない場合があります

【結果の概要】

- 減らせるごみの量が10%未満と思う割合が59.2%となっており、これ以上減らすことは難しいが29.2%となっています。
- 業種別では、「製造業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「宿泊業、飲食サービス業」「サービス業（他に分類されないもの）」において、これ以上減らすことが出来ないという割合が30%以上となっています。

問 今後のごみの分別収集やごみの減量・リサイクルに関する情報提供の充実に向けて、必要と考える取り組みを教えてください。



※無回答除く

《その他の具体的な意見（一部）》

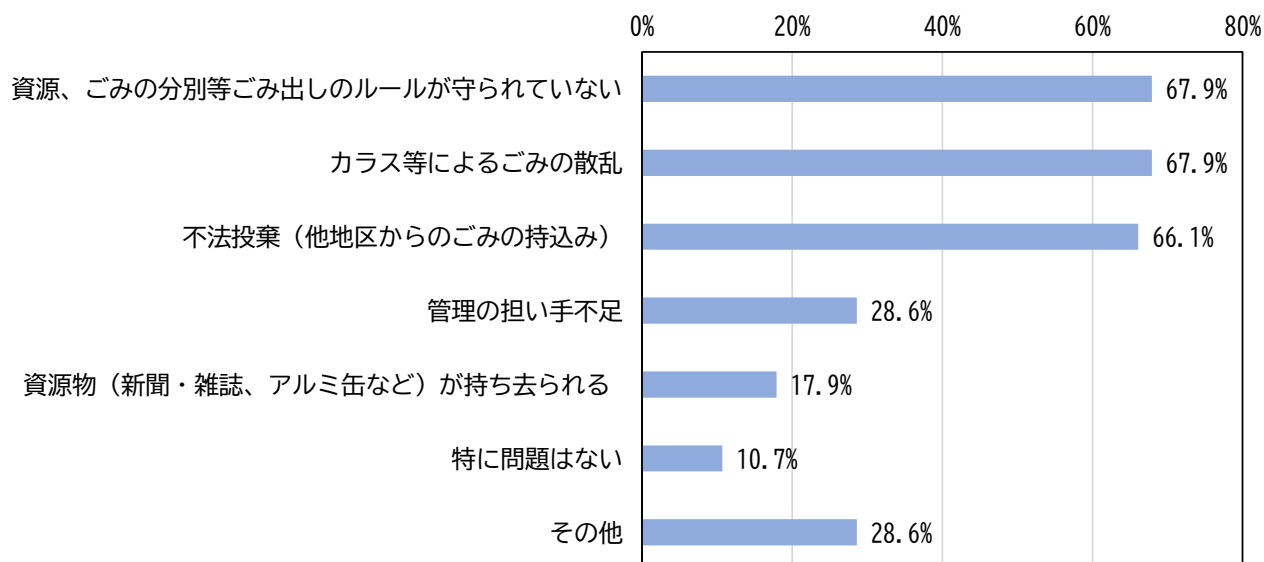
➤ SNS を活用した広報活動の開始

【結果の概要】

➤ 今後の情報提供の充実に向けて必要となる取り組みとして「ガイドブック」「HP」「広報誌」の全ての項目について40%以上の割合となっていました。

4.4 町内会アンケート調査の結果

問 現在、貴町内会が管理されているゴミステーションで問題となっていることについて教えてください。



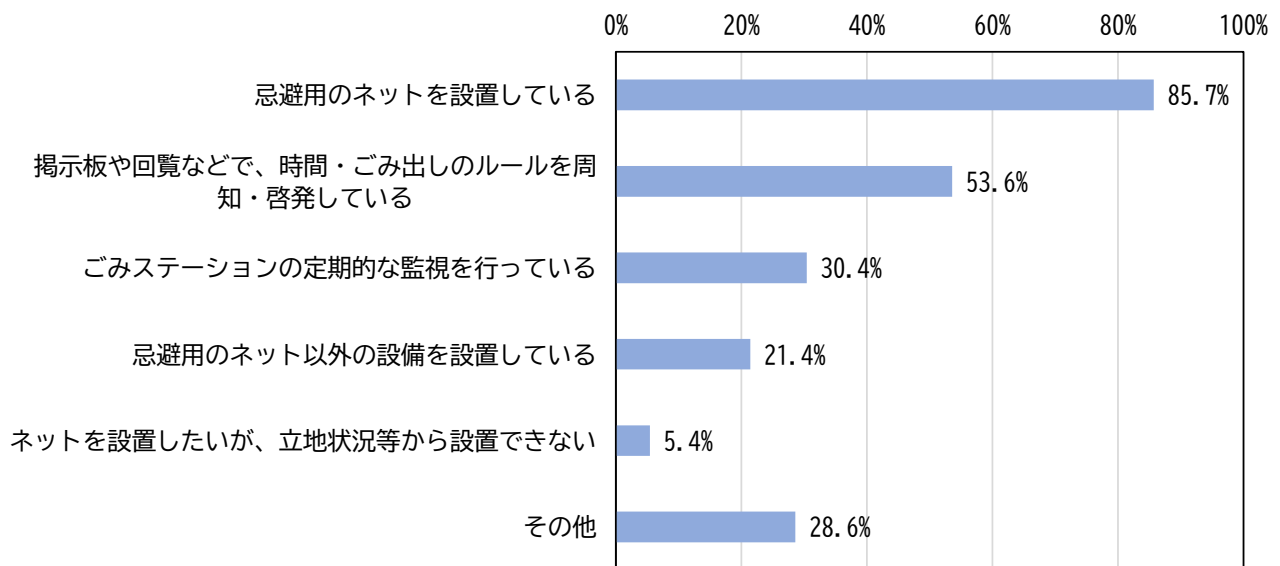
◀その他の具体的な意見（一部）▶

- 転居してくる住民の増加により、現状のごみ置き場の収納容量では対応が難しい

【結果の概要】

- 「ごみ出しルールが守られていない」「カラス等によるごみの腐乱」が67.9%と最も割合が高く、次いで「不法投棄（他地区からのごみの持込み）」が66.1%となっています。

問 ごみステーションにおけるカラスや猫による問題に対して、行っている対策があれば教えてください。



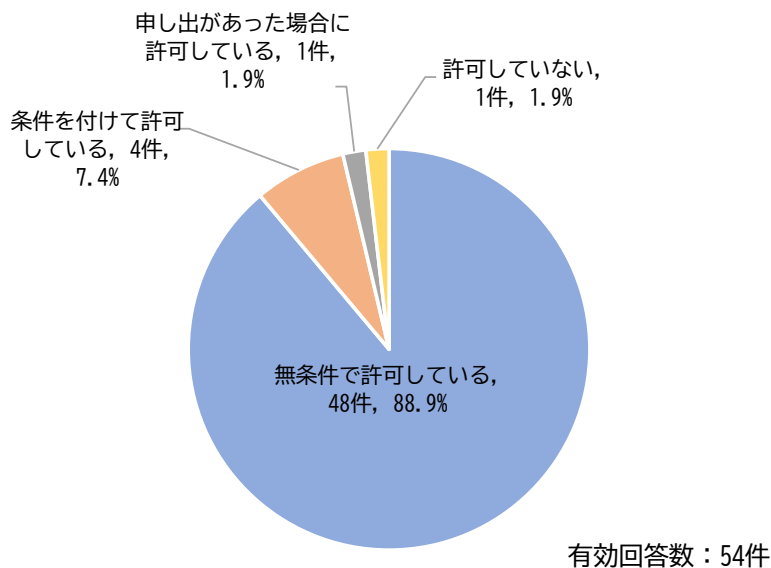
《その他の具体的な意見（一部）》

➤ ごみステーションに不具合がないか年に2回調査を実施

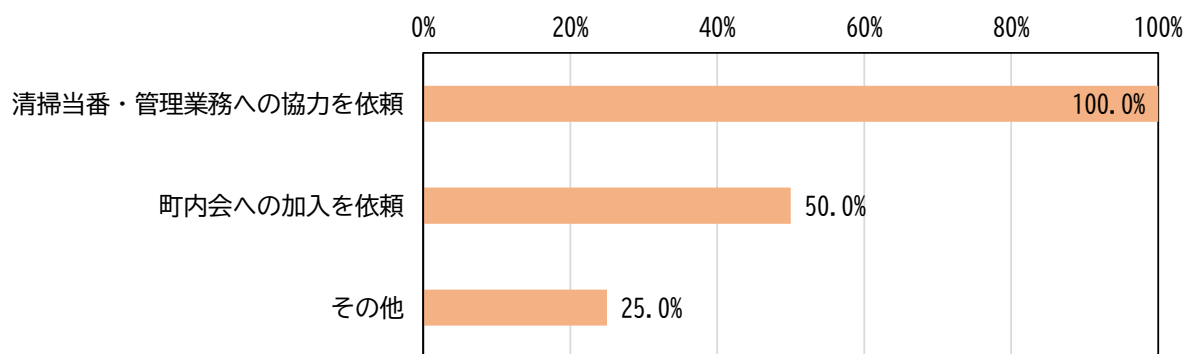
【結果の概要】

➤ ごみステーション対策としては「忌避用ネットの設置」が85.7%と最も割合が高く、次いで「掲示板や回覧等による周知啓発」が53.6%となっています。

問 町内会に加入していない住民のごみステーションの利用に対しどのように対応しているか教えてください。



≪「条件を付けて許可している」を選択した場合の条件≫



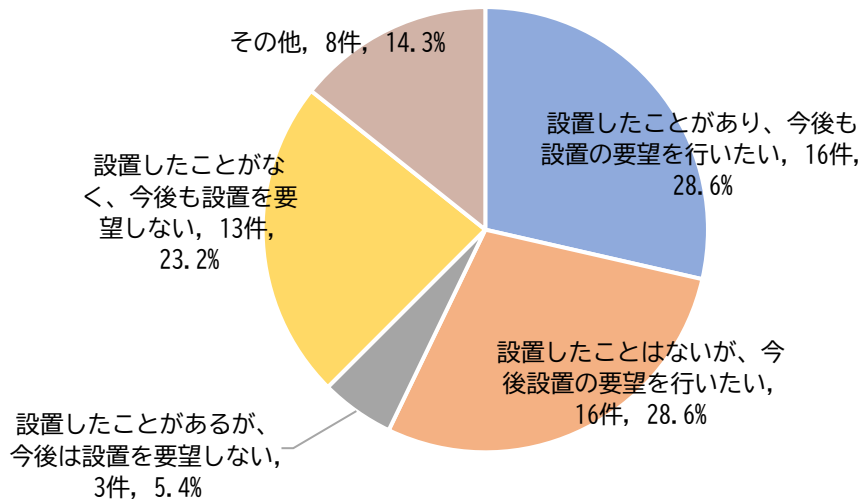
≪その他の具体的な意見（一部）≫

- 清掃当番・管理業務への協力を条件づけているが、独居高齢者に対しては条件を付与していない

【結果の概要】

- 「無条件で許可している」が88.9%と最も割合が高く、次いで「条件を付けて許可している」が7.4%と高くなっています。
- ごみステーションの利用にあたり付与している条件としては、「清掃当番・管理業務への協力」が100%、「町内会への加入を依頼」が50%となっています。

問 当町で実施している不法投棄防止監視カメラの貸し出し（設置期間1カ月で持ち回り）についてどう思われるか教えてください。



有効回答数：56件

《その他の具体的な意見（一部）》

- 設置の要望を出したことがあるが、手続き等が面倒であり中止した
- 常設できるシステムであれば設置を考えたい

【結果の概要】

- 「設置の要望を行いたい」と肯定的な回答の割合は57.2%であり、一方で「設置を要望しない」と消極的な回答の割合は28.6%となっている。

問 まちの環境保全に向けたご意見・ご要望などがあったら教えてください。

《自由意見（一部）》

- 転居者に対し、行政が積極的に町内会への加入を進め、行政・町内会が協働しごみの適正排出に向けて取り組んでいくことが重要である。
- 高齢化社会が進む中、高齢世帯等においてごみ出しの不自由さ・不便さ・困難さを感じる家庭が増えることが予想されるため、対策を検討する必要があると考える。
- ごみの排出ルールについて、大人をはじめ、子ども達に対しても周知啓発を行い、環境教育を充実させることが重要であると考えられる。

資料5 意見募集の結果（パブリックコメント）

5.1 実施方法

5.2 意見募集（パブリックコメント） の結果

5.1 実施方法

(1) 実施期間

令和8年2月1日（日）～令和8年2月20日（金）まで

(2) 案の公表・閲覧場所

府中町環境課（本庁1階11番12番窓口）、府中町役場本庁2階ロビー
マイ・フローラ南交流センター行政サービスコーナー、府中町公式ホームページ

(3) 意見提出の方法

直接提出、郵送、ファックス、電子メール

(4) 意見募集の周知方法

府中町公式ホームページ

5.2 意見募集（パブリックコメント）の結果

意見募集（パブリックコメント）の結果は下記に示すとおりです。

- ◆ 意見等の提出者数 ：3人
- ◆ 意見等の提出件数 ：17件

	基本計画 該当頁	意見	町の考え方
1	15	【リサイクル率の考え方について】 例えばペットボトル等の利用を控え、ごみを減らすことでリサイクル率はあがるのか。	リサイクル率はP23に示すとおり「資源化量÷ごみの総排出量」で算出されます。既に資源物として回収しているペットボトルの利用を控えた場合、分母（ごみの総排出量）と分子（資源化量）が同時に減るため、計算上はリサイクル率が大きく上昇することはありません。しかし、本計画の第一の目標は「ごみの総排出量の削減」であり、リサイクル率を上げることに合わせて、ごみそのものを出さない「リデュース」が重要であると位置付けています。
2	17	【食品ロスの削減に向けた取り組み】 基本方針②更なるごみの減量化の推進において、食品ロス削減が課題となっているが、身近な場所でのフードドライブの実施など、家庭からの食品ロス対策ができるのではないか。	P35「○フードバンク・フードドライブの活用に向けた検討」において、いただいたご意見を踏まえ検討を行います。

(続き)

	基本計画 該当頁	意見	町の考え方
3	17	【地域協働に向けた普及啓発の推進】 【リユース・リサイクルの推進】 基本方針③ごみの資源への転換において掲げる「循環の輪」について、地域住民に根付いている循環の意識を後押しし、学生など若い世代も巻き込めるような取り組みができるとういと思う。	P30「施策2 地域協働に向けた普及啓発の推進」やP38「施策9 リユース・リサイクルの推進」に代表される各施策の取り組みにおいて、住民・事業者・行政が連携し、若い世代から高齢者まで誰もが参画できる取り組みを推進します。
4	20	【成果指標・進行管理】 成果指標での目標値設定の根拠が見えない。また、進行管理に数字での根拠を示した方が各施策の説明が理解しやすくなると思う。	ご指摘のとおり、各施策がどの程度効果があるかを明確にすることは重要です。本計画目標は現状のまま推移した場合の予測値（現状趨勢）に、各施策による効果を積み上げ目標値を設定しており、それらを模式図としてP21に示しています。
5	28	【適正なごみステーションの管理】 ごみステーションの管理については、管理負担の軽減が急務と認識いただいているのは有りがたいが、住民のボランティア精神に頼るだけでなく、委託業務として業者や町内会に発注することも必要ではないか。 また、ごみステーション管理について、カラス対策が課題であり、防鳥ネットの頒布や掃除道具の購入補助をお願いしたい。そのほか、当番などの管理参画者への報奨金等も検討してほしい。	住民自治によるごみステーションの維持管理は、ごみの収集体制を支える重要な要素であり、委託契約等による管理体制の構築は、現時点では困難な状況です。 そのため、本計画期間においては、現行体制における負担軽減を最優先に掲げ、管理用品の購入補助や配布、町内会と連携した不法投棄等への対策など、より管理しやすい環境づくりを支援することで、ごみステーションの管理に関する課題の解決を図ります。
6	28	【不法投棄等への対策】 資源ごみの抜き取りや、町外からの大型ごみの不法投棄への対策を強化してほしい。	P28の「○不法投棄・資源物持ち去り防止のためのパトロールの実施」の取り組みにおいて、防止対策に努めます。
7	28 ・ 29	【適正分別・適正排出の周知】 ごみの出し方について、さらに分かりやすくするため住民のごみの出し方の疑問に答える双方向型のページを拡充できないか。ごみの出し方を動画形式で具体的に説明する方法も検討してほしい。	P29「●ごみ出しルールの更なる周知」において、いただいたご意見を踏まえ、他自治体の事例やAI活用も参考としながら分かりやすい周知方法を検討します。

(続き)

	基本計画 該当頁	意見	町の考え方
8	28 ・ 29	【適正分別・適正排出の周知】 「都市鉱山」と言われる電子機器の分別回収を検討してほしい。	いただいたご意見を踏まえ、P29の「●リチウムイオン蓄電池等の適正排出の推進」において、「併せて、都市鉱山として注目される、廃家電製品からの有価金属のリサイクルに向け、現在大型ごみとして回収している小型家電等の分別についても検討を進めます。」と追記し、重点取り組みにおける検討内容として位置付けました。
9	28 ・ 30	【不法投棄等への対策】 町の不法投棄対策防犯カメラの設置にあたっては、申請に係る負担が大きいため、設置許可の手続き関係を町が請け負うなど、使いやすい制度としてほしい。また、重点箇所へのカメラの固定設置についても予算措置してほしい。	P30の「●町内会と連携した防犯カメラ・看板の設置」における取り組みである、町内会と連携した防犯カメラの設置について、より制度を活用しやすいよう運用面に対応いたします。 また、防犯カメラの固定設置については、今後の不法投棄の状況を踏まえ必要性の検討を行います。
10	30	【地域協働に向けた普及啓発の推進】 従来の取り組みに加え、講演会・見学会・体験会を実施するなど、ごみ処理やその施設、3Rの更なる啓発を推進してほしい。	P30の「●住民・事業者と連携した環境学習・出前講座の実施」の取り組み内容において、いただいたご意見を踏まえ、より理解を深められる内容となるよう努めます。
11	30 ・ 31	【地域協働に向けた普及啓発の推進】 具体的な取り組みとして、役場やくすのきプラザ、空城山公園などのスペースを活用して洋服や本の交換会を定期的実施してはどうか。	P31「●リユース・リサイクル市の開催」において、いただいたご意見を踏まえ、町民の皆様がより気軽に参加しやすいイベントの実施方法を検討します。
12	31	【ごみ処理の有料化等に関する検討】 ごみ処理の有料化にあたっては、住民が混乱したり、それによって不法投棄が増加しないよう、実施方法や体制を設計することが必要と考える。	P31の「●ごみ処理の有料化等に関する検討」の取り組みにおいては、ごみ排出量の削減効果やごみ処理コストの財源確保等の観点から、必要性を慎重に検討します。 また、有料化を実際に行うこととなった場合には、住民の処分方法への負担感を十分に考慮し、それによる不法投棄の増加が起らないよう実施体制を着実に整備するとともに、実施にあたっては適正排出に向けた周知啓発に努めます。
13	31 ・ 36	【ごみ処理の有料化等に関する検討】 【事業系ごみ処理手数料の引き上げの検討】 大型ごみ有料化や事業系ごみ手数料の引き上げについて、もっとオープンな議論をしてほしい。	P31の「●ごみ処理の有料化等に関する検討」及びP36の「事業系ごみ処理手数料の引き上げの検討」に取り組むにあたり、意見の公募やアンケートの実施等による議論への反映を行うとともに、ごみ処理経費の公表等による体制の見える化に努めます。

(続き)

	基本計画 該当頁	意見	町の考え方
14	37	【プラスチックのリサイクル推進】 プラスチックは燃焼効率が良いため、資源化により焼却施設での燃焼効率が悪くなり、焼却コストがかかることになるのではないか。	ご指摘のとおり、プラスチック類を普通ごみから分離して資源化することで、焼却炉内の温度を維持するための補助燃料の使用量が増え、結果として焼却コストが上回る可能性は否定できません。 しかしながら当町といたしましては、法律の遵守、環境保護という避けては通れない課題を解決するため、プラスチック資源循環の取り組みを推進します。 併せて、より効率的な回収方法やリサイクル方法について、調査研究を進め、コストの適正化にも努めてまいります。
15	38	【リユース・リサイクルの推進】 先行事例等をもとに資源ごみの回収方法をさらに改善してほしい。	P38「●リサイクルボックスの設置等による資源回収拠点の拡大支援」において、効果的な資源回収の方法を検討します。
16	38	【リユース・リサイクルの推進】 民間のリユース事業者とタイアップするなど、更なるリユースの場の展開や仕組みを検討してほしい。	P38「●日常生活に役立つリユース・リサイクル情報の発信」において、いただいたご意見を踏まえ、すでに協定を結んでいる企業との連携拡大も含め、より効果的なリユース情報の発信等に努めます。
17	38	【リユース・リサイクルの推進】 大型ごみの持ち帰りやガレージセールの開催など、ごみを減らし、地域の交流にもなる取り組みができないか。 また、情報発信について、リユース専用のまち記者アカウントの作成や地域コミュニティアプリとの連携など、アクセスしやすいものにしてほしい。譲る側と譲られる側を結び付ける取り組みが効果的だと考える。	P38「●日常生活で役立つリユース・リサイクル情報の発信」等の取り組みにおいて、ごみとして排出される前にリユース先にマッチングできる機会が増えるよう、いただいたご意見を踏まえ、取り組みを推進します。

資料6 ごみ処理の現状

6.1 ごみ処理体制

6.2 ごみ処理の実績

6.3 ごみ処理の評価

6.1 ごみ処理体制

(1) 分別区分

ごみの分別区分は、表 6-1 に示すとおりです。

表 6-1 ごみの分別区分（令和 7 年度）

区分		内容等	収集方式	収集回数	
普通ごみ		30cm 以下の小さなごみで燃やせるもの 生ごみ、紙類、皮類、廃プラスチック、紙 おむつ、庭木などの剪定をしたものなど	透明又は 半透明袋	週 2 回	
有 価 物	新聞・雑 誌・雑がみ	新聞、ちらし、雑誌、ノート、本類、 紙製の箱、封筒、包装紙など	ひも結束 又は紙袋	週 1 回	
	ダンボール	ダンボール	ひも結束		
	ビン・缶	ビン類、缶類、小型の金属類	透明又は 半透明袋		
	衣類	衣類	透明又は 半透明袋		
ペットボトル		ペットボトル	ステーション方式	月 2 回	
紙パック		紙パック			
白色トレイ		白色トレイ			
埋立ごみ		白色電球、ガラスのコップ、植木鉢、土、 陶磁器・土鍋、ガラス、水槽など		透明又は 半透明袋	月 1 回
有害ごみ		乾電池、蛍光灯、温度計、体温計		透明又は 半透明袋	月 1 回
大型ごみ		家具類・寝具類、 電気製品類（家電 4 品目を除く）、 その他（自転車、スキー板など）		-	年 4 回
家電 4 品目		エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、 洗濯機・衣類乾燥機		-	随時

(2) 中間処理施設の概要

中間処理施設の概要は、表 6-2 に示すとおりです。

表 6-2 (1) 安芸クリーンセンター

		内容
施設名		安芸クリーンセンター
所在地		広島県安芸郡坂町 21322-8
竣工年月		平成 14 年 11 月 平成 30 年 3 月 (基幹的設備改良工事)
施設 構成	焼却施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理対象物：普通ごみ、大型ごみ ・ 処理能力 : 130t/日 (65t/24h×2 基) ・ 処理方式 : 熱分解ガス化溶融炉 (流動床式)

※安芸地区衛生施設管理組合ホームページより

表 6-2 (2) 府中町環境センター

		内容
施設名		府中町環境センター
所在地		広島県安芸郡府中町八幡 4 丁目 1-1
竣工年月		<ul style="list-style-type: none"> ・ スtockヤード : 昭和 56 年 5 月 平成 24 年 8 月 (増設) ・ 大型ごみ分解場 : 昭和 61 年 3 月 ・ リサイクルセンター : 平成 11 年 3 月
施設 構成	ストックヤード	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理対象物：新聞・雑誌・雑がみ、ダンボール、ビン・缶類、衣類 ・ 処理方式 : 保管
	大型ごみ分解場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理対象物：大型ごみ ・ 処理能力 : 5t/日 ・ 処理方式 : 分解
	リサイクルセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理対象物：白色トレイ、ペットボトル ・ 処理能力 : 0.8t/日 ・ 処理方式 : 選別・圧縮・梱包

(3) ごみ処理の流れ

本町におけるごみ処理の流れは、図 6-1 に示すとおりです。

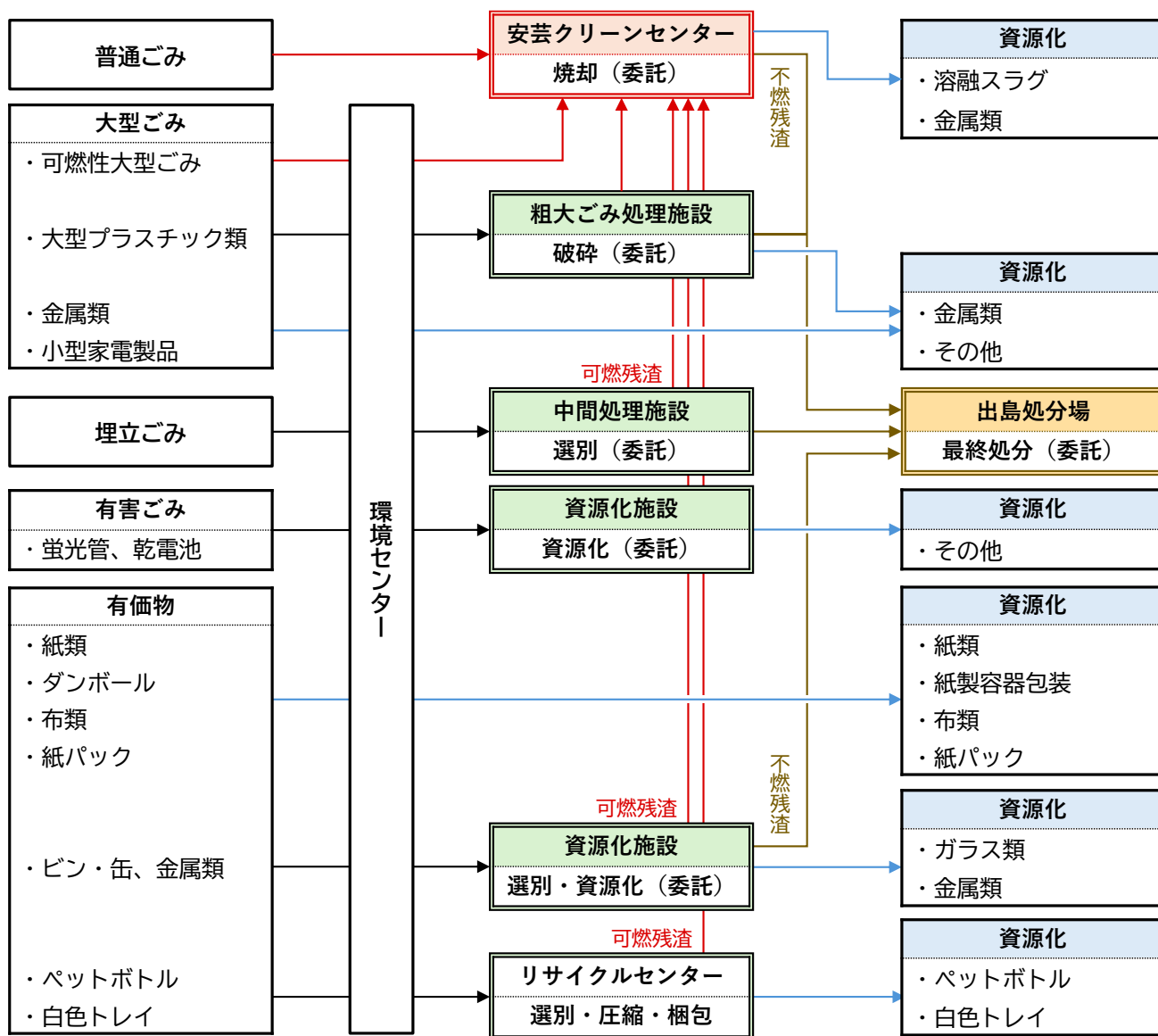


図 6-1 廃棄物処理の流れ (2025 年度)

6.2 ごみ処理の実績

(1) ごみ総排出量

発生源別のごみ総排出量の推移は、図 6-2 に示すとおりです。ごみ総排出量について、2020 年度は 15,456 t であるのに対し、2024 年度は 14,013 t となっています。また、2024 年度は、家庭系ごみが 9,549 t、事業系ごみが 4,172 t、集団回収ごみが 292 t となっています。

種類別のごみ総排出量の推移は、図 6-3 に示すとおりです。2024 年度におけるごみの種類別の排出量は、普通ごみが 10,725 t、資源ごみが 1,766 t、埋立・有害ごみが 267 t、大型ごみが 963 t となっています。

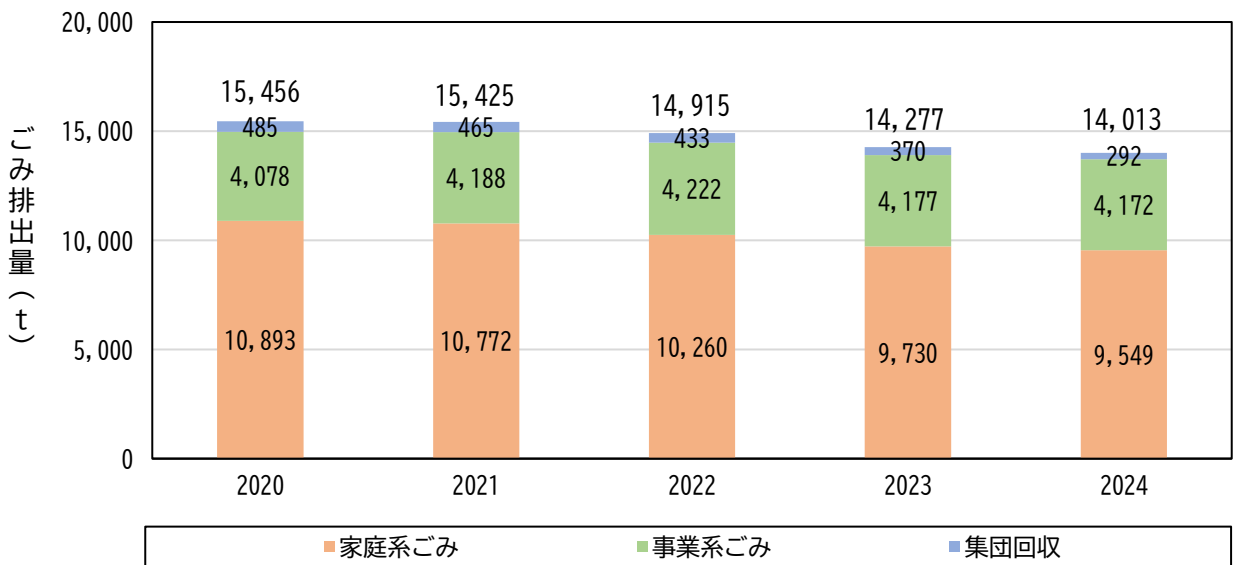


図 6-2 ごみ総排出量の推移（発生源別）

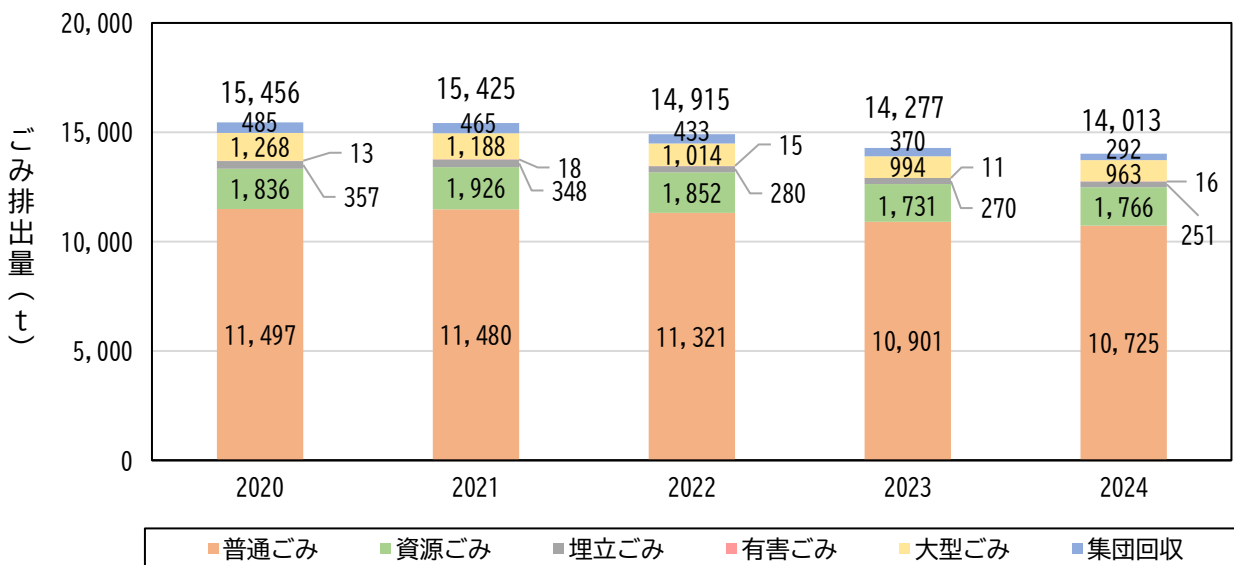
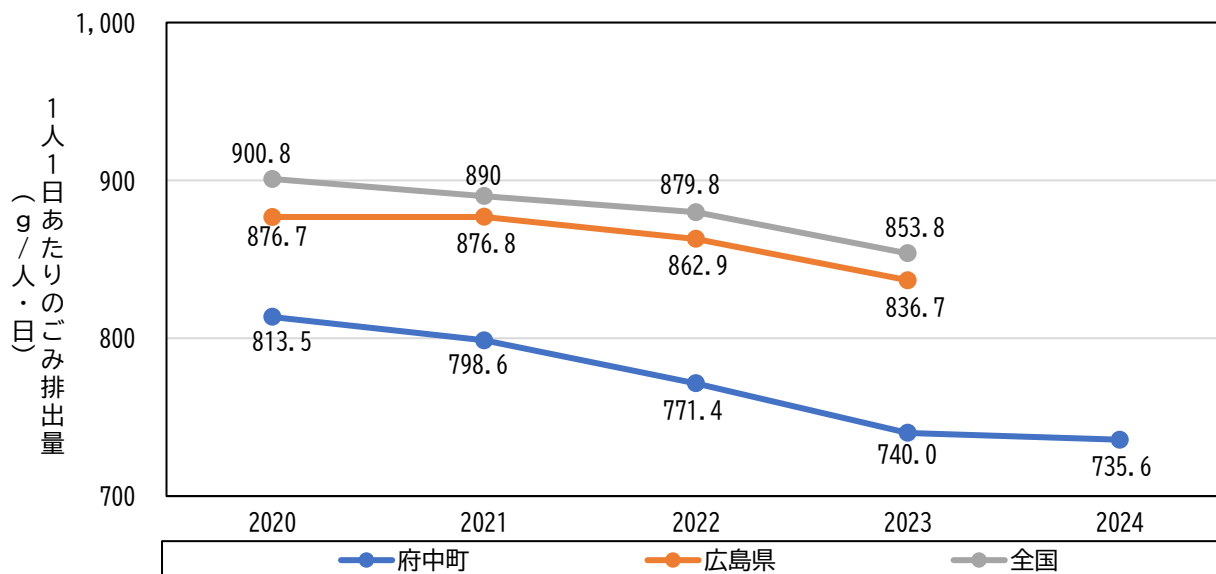


図 6-3 ごみ総排出量の推移（種類別）

(2) 1人1日あたりのごみ排出量

1人1日あたりのごみ排出量は、図 6-4 に示すとおりです。1人1日あたりのごみ排出量は、2020年度は813.5gであるのに対し、2024年度は735.6gとなっています。また、2023年度の1人1日あたりのごみ排出量は、全国値及び広島県平均より少ない状況です。



※2024年度における全国の1人1日あたりのごみ排出量は、計画策定時において未公表です。

図 6-4 1人1日あたりのごみ排出量の推移

(3) 中間処理量

中間処理量の推移は、図 6-5 に示すとおりです。2024年度における中間処理量は、12,567 tであり、この内、焼却処理量が11,443 tとなっています。また、焼却処理量に着目すると、2020年度は12,460 tであるのに対し、2024年度は11,443 tとなっています。

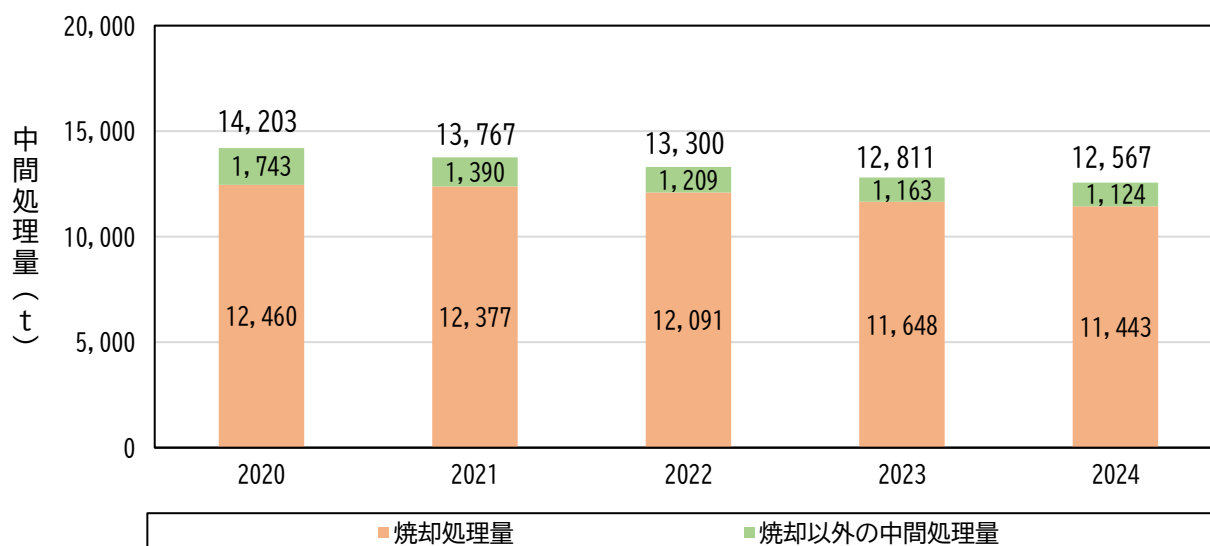


図 6-5 中間処理量の推移

(4) 資源化量

資源化量等の推移は図 6-6 に示すとおりです。総資源化量について、2021 年度は 3,269 t であるのに対し、2024 年度は 2,445 t となっています。また、リサイクル率について、2021 年度は 21.2% であるのに対し、2024 年度は 17.4% となっています。

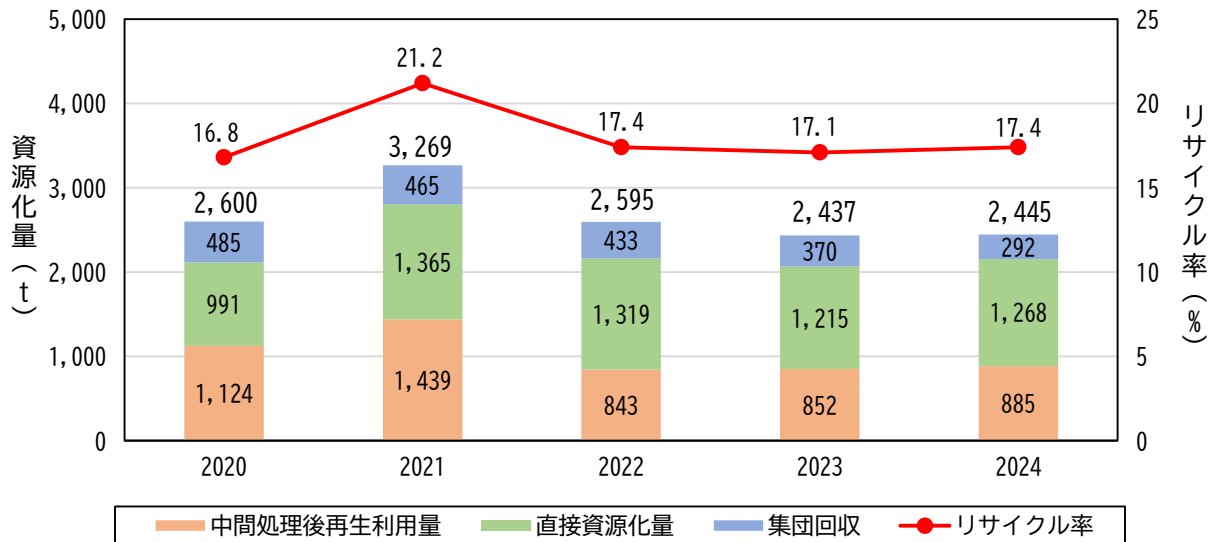


図 6-6 資源化量等の推移

(5) 最終処分量

最終処分量等の推移は図 6-7 に示すとおりです。最終処分量について、2020 年度は 1,334 t であるのに対し、2021 年度は焼却残渣量の減少に伴い 855 t まで減少し、2024 年度は 1,119 t となっています。また、最終処分率は、最終処分量と同様の傾向であり、2020 年度は 8.6% であるのに対し、2021 年度は 5.5%、2024 年度は 8.0% となっています。

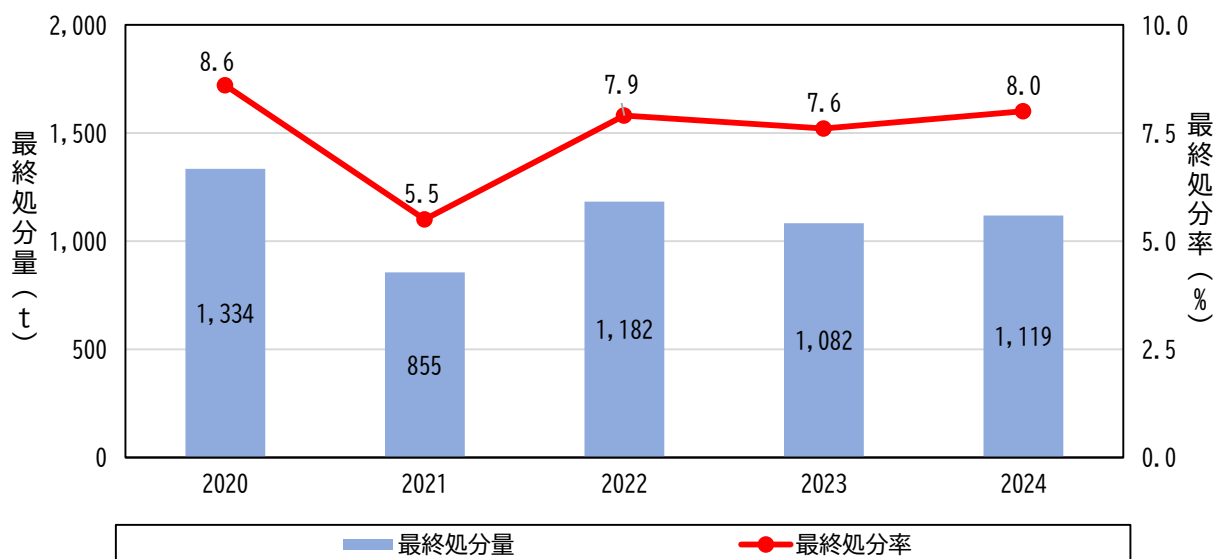


図 6-7 最終処分量等の推移

6.3 ごみ処理の評価

(1) 県内自治体との比較

① 1人1日あたりのごみ排出量

1人1日あたりのごみ排出量について県内自治体との比較結果は、図 6-8 及び表 6-3 に示すとおりです。当町の1人1日あたりのごみ排出量は広島県平均より少なく、県内自治体の中で5番目に少ない状況です。

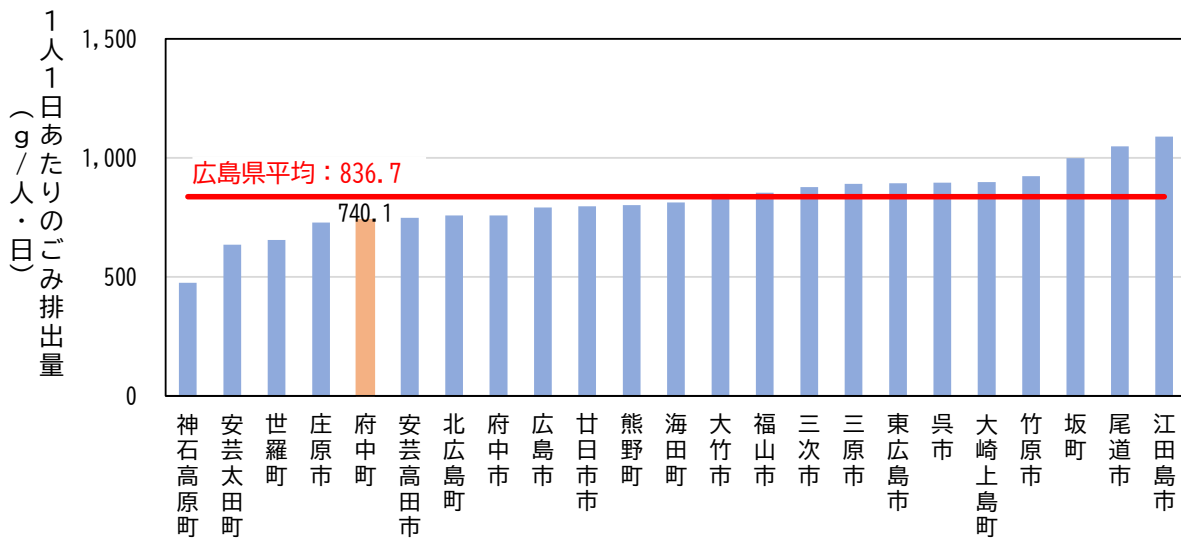


図 6-8 県内自治体との比較—1人1日あたりのごみ排出量 (2023年度実績)

表 6-3 県内自治体との比較—1人1日あたりのごみ排出量 (2023年度実績)

	原単位 [g/人・日]		原単位 [g/人・日]
広島県平均	836.7	海田町	812.3
神石高原町	476.0	大竹市	848.8
安芸太田町	635.9	福山市	854.2
世羅町	655.8	三次市	877.2
庄原市	728.9	三原市	891.2
府中町	740.1	東広島市	893.2
安芸高田市	748.1	呉市	896.4
北広島町	757.7	大崎上島町	898.6
府中市	758.9	竹原市	923.7
広島市	791.3	坂町	999.3
廿日市市	796.8	尾道市	1048.3
熊野町	801.8	江田島市	1089.4

※本計画の策定時点において、県内自治体における2024年度のごみ排出量等の実績値は未公表であったため、2023年度の実績値を活用

② 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ含む）

1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ含む）について県内自治体との比較結果は、図6-9及び表6-4に示すとおりです。当町の1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ含む）は広島県平均より少なく、県内自治体の中で10番目に少ない状況です。

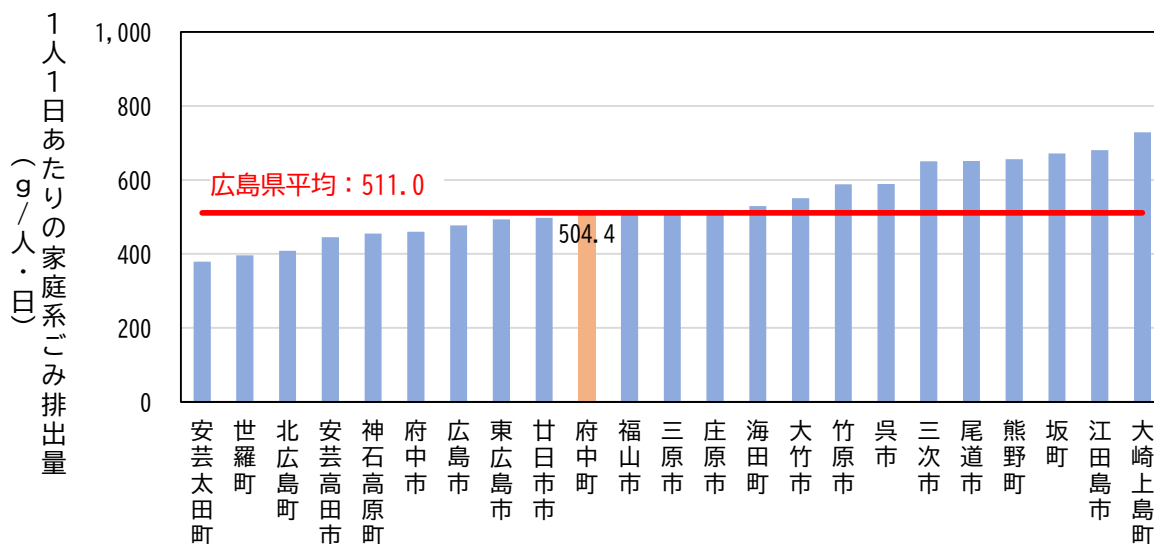


図 6-9 県内自治体との比較

— 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ含む） 〈2023年度実績〉

表 6-4 県内自治体との比較

— 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ含む） 〈2023年度実績〉

	原単位 [g/人・日]		原単位 [g/人・日]
広島県平均	511.0	三原市	516.8
安芸太田町	379.1	庄原市	518.0
世羅町	396.0	海田町	529.4
北広島町	408.5	大竹市	550.4
安芸高田市	445.1	竹原市	588.6
神石高原町	455.4	呉市	588.7
府中市	459.7	三次市	650.1
広島市	476.8	尾道市	651.4
東広島市	493.3	熊野町	656.2
廿日市市	497.8	坂町	671.5
府中町	504.4	江田島市	680.4
福山市	507.6	大崎上島町	728.5

※本計画の策定時点において、県内自治体における2024年度のごみ排出量等の実績値は未公表であったため、2023年度の実績値を活用

③ リサイクル率

リサイクル率について県内自治体との比較結果は、図 6-10 及び表 6-5 に示すとおりです。当町のリサイクル率は広島県平均より高く、県内自治体の中で 12 番目に高い状況です。

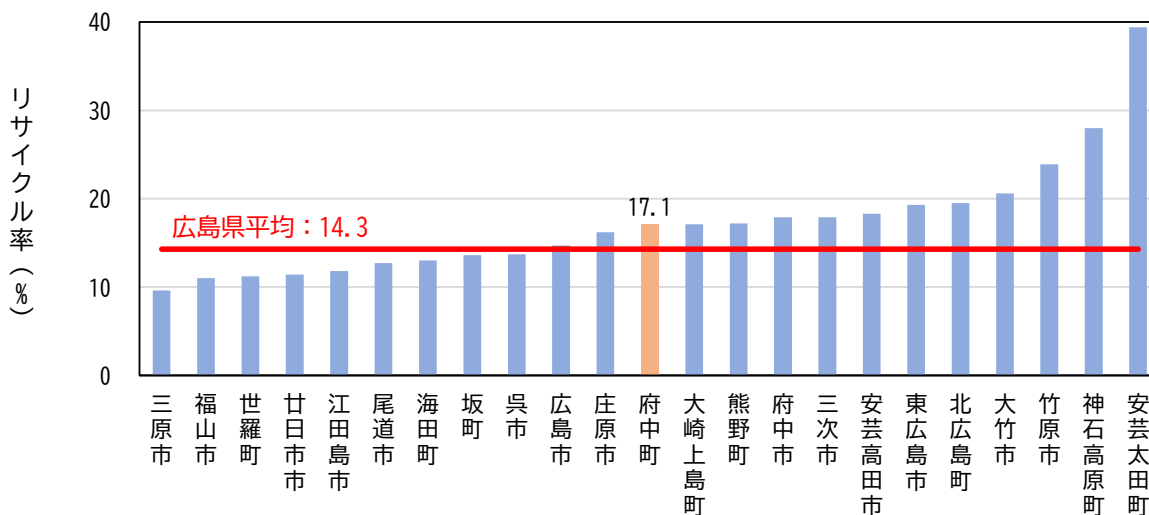


図 6-10 県内自治体との比較ーリサイクル率 (2023 年度実績)

表 6-5 県内自治体との比較ーリサイクル率 (2023 年度実績)

	リサイクル率 [%]		リサイクル率 [%]
広島県平均	14.3	府中町	17.1
三原市	9.6	大崎上島町	17.1
福山市	11.0	熊野町	17.2
世羅町	11.2	府中市	17.9
廿日市市	11.4	三次市	17.9
江田島市	11.8	安芸高田市	18.3
尾道市	12.7	東広島市	19.3
海田町	13.0	北広島町	19.5
坂町	13.6	大竹市	20.6
呉市	13.7	竹原市	23.9
広島市	14.7	神石高原町	28.0
庄原市	16.2	安芸太田町	39.4

※本計画の策定時点において、県内自治体における 2024 年度のごみ排出量等の実績値は未公表であったため、2023 年度の実績値を活用

④ 最終処分率

最終処分率について県内自治体との比較結果は、図 6-11 及び表 6-6 に示すとおりです。当町の最終処分率は広島県平均より低いですが、県内自治体の中で9番目に高い状況です。

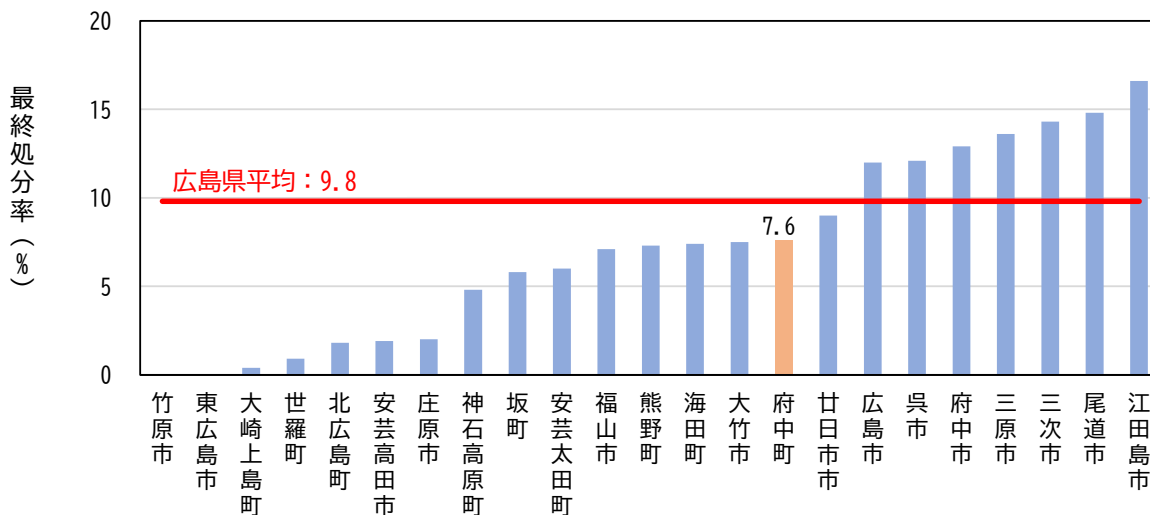


図 6-11 県内自治体との比較—最終処分率 (2023年度実績)

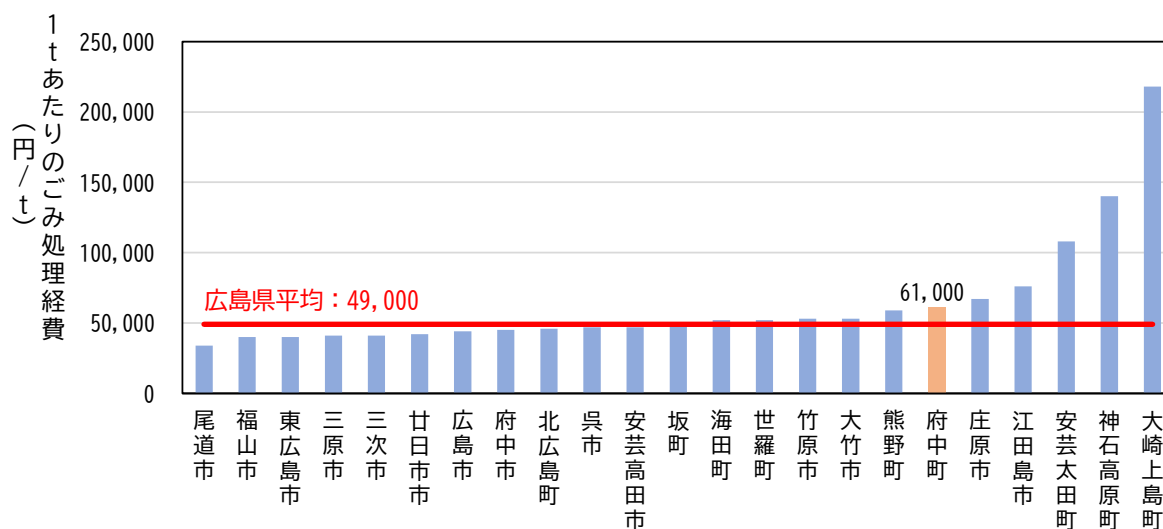
表 6-6 県内自治体との比較—最終処分率 (2023年度実績)

	最終処分率 [%]		最終処分率 [%]
広島県平均	9.8	熊野町	7.3
竹原市	0.0	海田町	7.4
東広島市	0.0	大竹市	7.5
大崎上島町	0.4	府中町	7.6
世羅町	0.9	廿日市市	9.0
北広島町	1.8	広島市	12.0
安芸高田市	1.9	呉市	12.1
庄原市	2.0	府中市	12.9
神石高原町	4.8	三原市	13.6
坂町	5.8	三次市	14.3
安芸太田町	6.0	尾道市	14.8
福山市	7.1	江田島市	16.6

※本計画の策定時点において、県内自治体における 2024 年度のごみ排出量等の実績値は未公表であったため、2023 年度の実績値を活用

⑤ 1 t あたりのごみ処理経費

1 t あたりのごみ処理経費について県内自治体との比較結果は、図 6-12 及び表 6-7 に示すとおりです。当町の 1 t あたりのごみ処理経費は広島県平均より高く、県内自治体の中で 6 番目に高い状況です。



※建設費を除く

図 6-12 県内自治体との比較—1 t あたりのごみ処理経費 (2023 年度実績)

表 6-7 県内自治体との比較—1 t あたりのごみ処理経費 (2023 年度実績)

	処理経費[円/t]		処理経費[円/t]
広島県平均	49,000	坂町	49,000
尾道市	34,000	海田町	52,000
福山市	40,000	世羅町	52,000
東広島市	40,000	竹原市	53,000
三原市	41,000	大竹市	53,000
三次市	41,000	熊野町	59,000
廿日市市	42,000	府中町	61,000
広島市	44,000	庄原市	67,000
府中市	45,000	江田島市	76,000
北広島町	46,000	安芸太田町	108,000
呉市	47,000	神石高原町	140,000
安芸高田市	47,000	大崎上島町	218,000

※建設費を除く

※本計画の策定時点において、県内自治体における 2024 年度のごみ排出量等の実績値は未公表であったため、2023 年度の実績値を活用

(2) 一般廃棄物処理システムによる評価

環境省の提供する「一般廃棄物処理システム評価支援ツール」の5つの評価指標を用いて、当町の2023年度実値を評価し、類似自治体（123自治体）との比較を行いました。

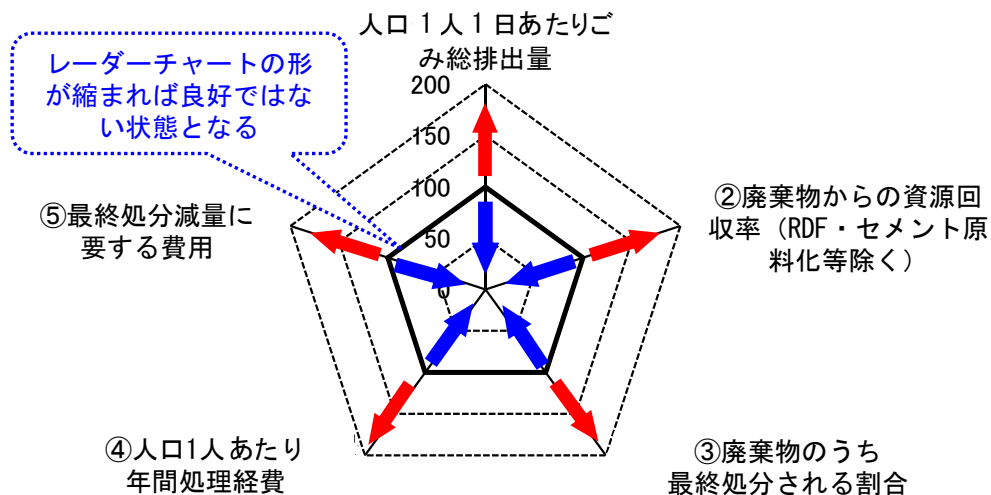
表 6-8 システム評価における評価指標

評価指標		算出式
循環型社会形成	廃棄物の発生	人口1人1日あたりごみ総排出量 [kg/人・日] ごみ総排出量 ÷ 年間日数 ÷ 計画収集人口 × 10 ³
	廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率 [%] (廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等を除く)) 資源化量 ÷ ごみ総排出量
	最終処分	最終処分率 [%] (廃棄物のうち最終処分される割合) 最終処分量 ÷ ごみ総排出量
経済性	費用対効果	人口1人あたり年間処理経費 [円/人・年] 処理及び維持管理費 ÷ 計画収集人口
		最終処分減量に要する費用 [円/t] (処理及び維持管理費 - 最終処分費 - 調査研究費) ÷ (ごみ総排出量 - 最終処分量)

【評価結果（レーダーチャート）の見方】

指標毎に、抽出した類似団体の平均値が100となっており、レーダーチャートでは、指数値が高くなるほど外側に広がり良好な状態を示します。

- ① 人口1人1日あたりごみ総排出量 ; 類似市町村の平均よりも **少ない**
- ② 廃棄物からの資源回収率 ; 類似市町村の平均よりも **高い**
- ③ 廃棄物のうち最終処分される割合 ; 類似市町村の平均よりも **低い**
- ④ 人口1人あたり年間処理経費 ; 類似市町村の平均よりも **高い**
- ⑤ 最終処分減量に要する費用 ; 類似市町村の平均よりも **安い**



	府中町	類似市町村 (123市町村)
人口	52,709人	20,000人以上
都市形態	町村	町村
産業構造	Ⅱ次・Ⅲ次人口比率 : 99.7% Ⅲ次人口比率 : 73.3%	Ⅱ次・Ⅲ次人口比率 : 80%以上 Ⅲ次人口比率 : 55%以上

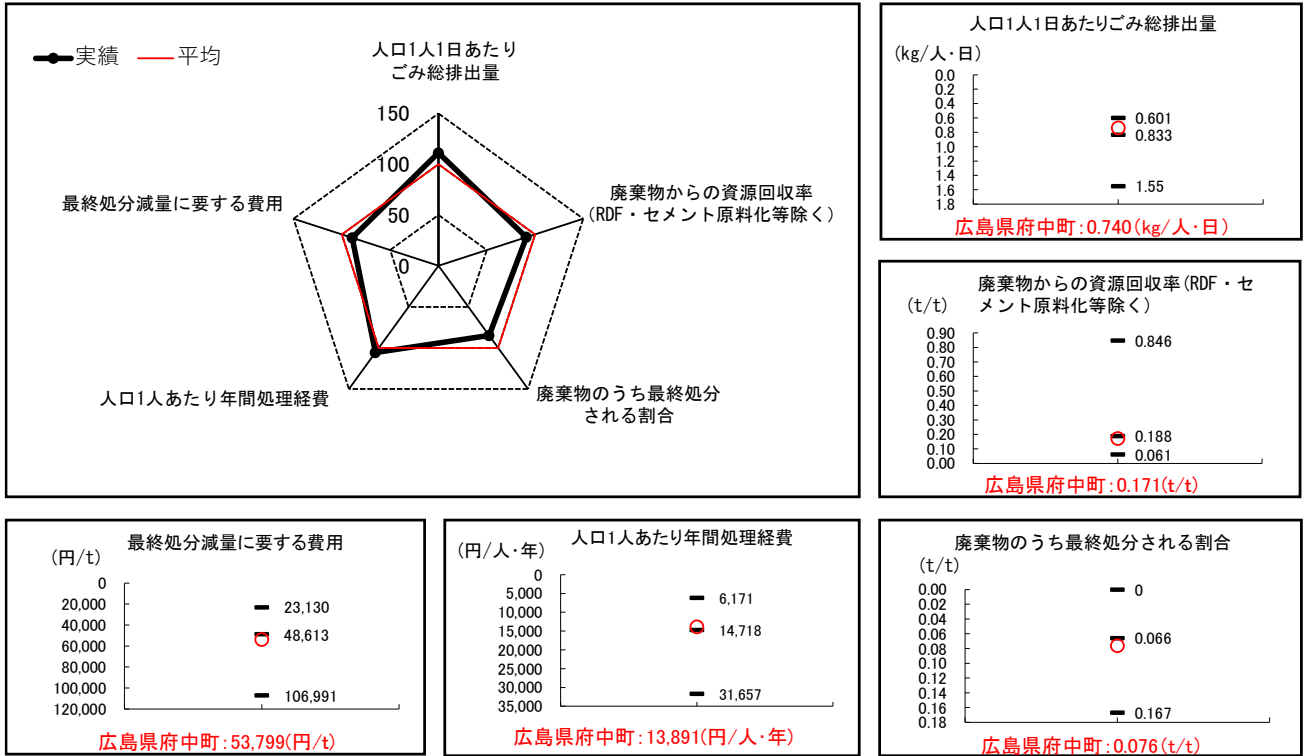


図 6-13 評価結果 (類似自治体)

表 6-9 評価結果 (類似自治体)

	府中町	平均	最大	最小	標準偏差
人口1人1日あたりごみ総排出量[kg/人・日]	0.740 (56.2)	0.833	1.55	0.601	0.150
廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)[t/t]	0.171 (48.3)	0.188	0.846	0.061	0.098
廃棄物のうち最終処分される割合[t/t]	0.076 (47.9)	0.066	0.167	0	0.047
人口1人あたり年間処理経費[円/人・年]	13,891 (51.6)	14,718	31,657	6,171	5,087
最終処分減量に要する費用[円/t]	53,799 (47.0)	48,613	106,991	23,130	17,453

※ () 内の数値は、当町における実績の偏差値を示します。

資料7 ごみ組成調査の結果

7 ごみ組成調査の結果

7 ごみ組成調査の結果

表 7-1 家庭系普通ごみの組成分析結果

	家庭系普通ごみ		
	調査日 : 令和7年1月27日		
	総重量 : 161.7Kg		
	縮分回数 : 3回		
区分	重量(kg)	重量比(%)	分別区分
厨芥類	7.67	35.4%	—
手付かずの食料品	2.93	13.5%	普通ごみ
その他厨芥類	4.74	21.9%	普通ごみ
紙類	7.69	35.5%	—
新聞・チラシ	1.00	4.6%	有価物(新聞・雑誌)
雑誌・ノート	0.33	1.5%	有価物(新聞・雑誌)
雑がみ	1.50	6.9%	有価物(新聞・雑誌)
ダンボール	0.17	0.8%	有価物(ダンボール)
紙パック	0.09	0.4%	紙パック
資源化できない紙類	3.80	17.6%	普通ごみ
紙おむつ	0.80	3.7%	普通ごみ
プラスチック類	4.72	21.9%	—
ペットボトル	0.13	0.6%	ペットボトル
白色トレイ	0.01	0.1%	白色トレイ
容器包装プラスチック	3.50	16.2%	普通ごみ
容器包装以外のプラスチック	0.90	4.1%	普通ごみ
ペットボトルの蓋	0.08	0.4%	普通ごみ
レジ袋	0.10	0.5%	普通ごみ
金属類	0.07	0.3%	—
アルミ缶	0.00	0.0%	有価物(びん・缶)
スチール缶	0.00	0.0%	有価物(びん・缶)
その他金属類	0.07	0.3%	有価物(びん・缶)一部の大型ごみ
木・竹・草葉類	0.24	1.1%	—
剪定枝	0.04	0.2%	普通ごみ
その他の木・竹・草葉類	0.20	0.9%	普通ごみ
ゴム・皮革類	0.04	0.2%	普通ごみ
繊維・布類	0.61	2.8%	—
衣類・布製品	0.61	2.8%	有価物(衣類)
ぼろ布・繊維くず	0.00	0.0%	普通ごみ
ビン類	0.00	0.0%	有価物(びん・缶)
ガラス・陶磁器	0.00	0.0%	埋立ごみ
有害物	0.00	0.0%	有害ごみ
その他雑物	0.60	2.8%	埋立ごみ
合計	21.64	100.0%	—

表 7-2 事業系普通ごみの組成分析結果

	事業系普通ごみ		
	調査日：令和7年1月27日		
	総重量：227.0Kg		
	縮分回数：2回（縮分前に取り分けたごみが約120kgであったため、縮分回数を2回とした）		
区分	重量(kg)	重量比(%)	分別区分
厨芥類	30.23	61.1%	—
手付かずの食料品	11.44	23.1%	普通ごみ
その他厨芥類	18.79	38.0%	普通ごみ
紙類	7.39	14.9%	—
新聞・チラシ	0.63	1.3%	有価物（新聞・雑誌）
雑誌・ノート	0.00	0.0%	有価物（新聞・雑誌）
雑がみ	2.00	4.0%	有価物（新聞・雑誌）
ダンボール	0.07	0.1%	有価物（ダンボール）
紙パック	0.29	0.6%	紙パック
資源化できない紙類	4.40	8.9%	普通ごみ
紙おむつ	0.00	0.0%	普通ごみ
プラスチック類	9.06	18.4%	—
ペットボトル	0.19	0.4%	ペットボトル
白色トレイ	0.05	0.1%	白色トレイ
容器包装プラスチック	3.60	7.3%	普通ごみ
容器包装以外のプラスチック	5.10	10.3%	普通ごみ
ペットボトルの蓋	0.03	0.1%	普通ごみ
レジ袋	0.09	0.2%	普通ごみ
金属類	0.19	0.4%	—
アルミ缶	0.04	0.1%	有価物（びん・缶）
スチール缶	0.00	0.0%	有価物（びん・缶）
その他金属類	0.15	0.3%	有価物（びん・缶）一部の大型ごみ
木・竹・草葉類	1.56	3.1%	—
剪定枝	0.08	0.1%	普通ごみ
その他の木・竹・草葉類	1.48	3.0%	普通ごみ
ゴム・皮革類	0.20	0.4%	普通ごみ
繊維・布類	0.44	0.9%	—
衣類・布製品	0.00	0.0%	有価物（衣類）
ぼろ布・繊維くず	0.44	0.9%	普通ごみ
ビン類	0.07	0.1%	有価物（びん・缶）
ガラス・陶磁器	0.00	0.0%	埋立ごみ
有害物	0.00	0.0%	有害ごみ
その他雑物	0.34	0.7%	埋立ごみ
合計	49.48	100.0%	—

資料8 ごみ排出量の将来予測

8.1 ごみ排出量の将来予測の手順

8.2 ごみ排出量（現状趨勢）

8.3 ごみ排出量（目標達成時）

8.1 ごみ排出量の将来予測の手順

ごみ排出量の推計手順は、図 8-1 に示すとおりです。

予測に使用した人口は、「府中町第 5 次総合計画」で設定された推計値を用いました。

家庭系ごみ及び集団回収は、直近 5 年間（2020 年度～2024 年度）の実績値を基にトレンド推計法により 1 人 1 日あたりの排出量の将来予測を行い、その予測結果に人口及び年間日数を乗じたものを排出量の推計値としました。

事業系ごみは、家庭系ごみと異なり、人口の影響を受ける指標ではないことから、トレンド推計法により 1 日あたりの排出量の将来予測を行い、その予測結果に年間日数を乗じたものを推計値としました。

ただし、ばらつきが大きく明確な傾向が得られないものについては、平均値等を推計値として用いました。

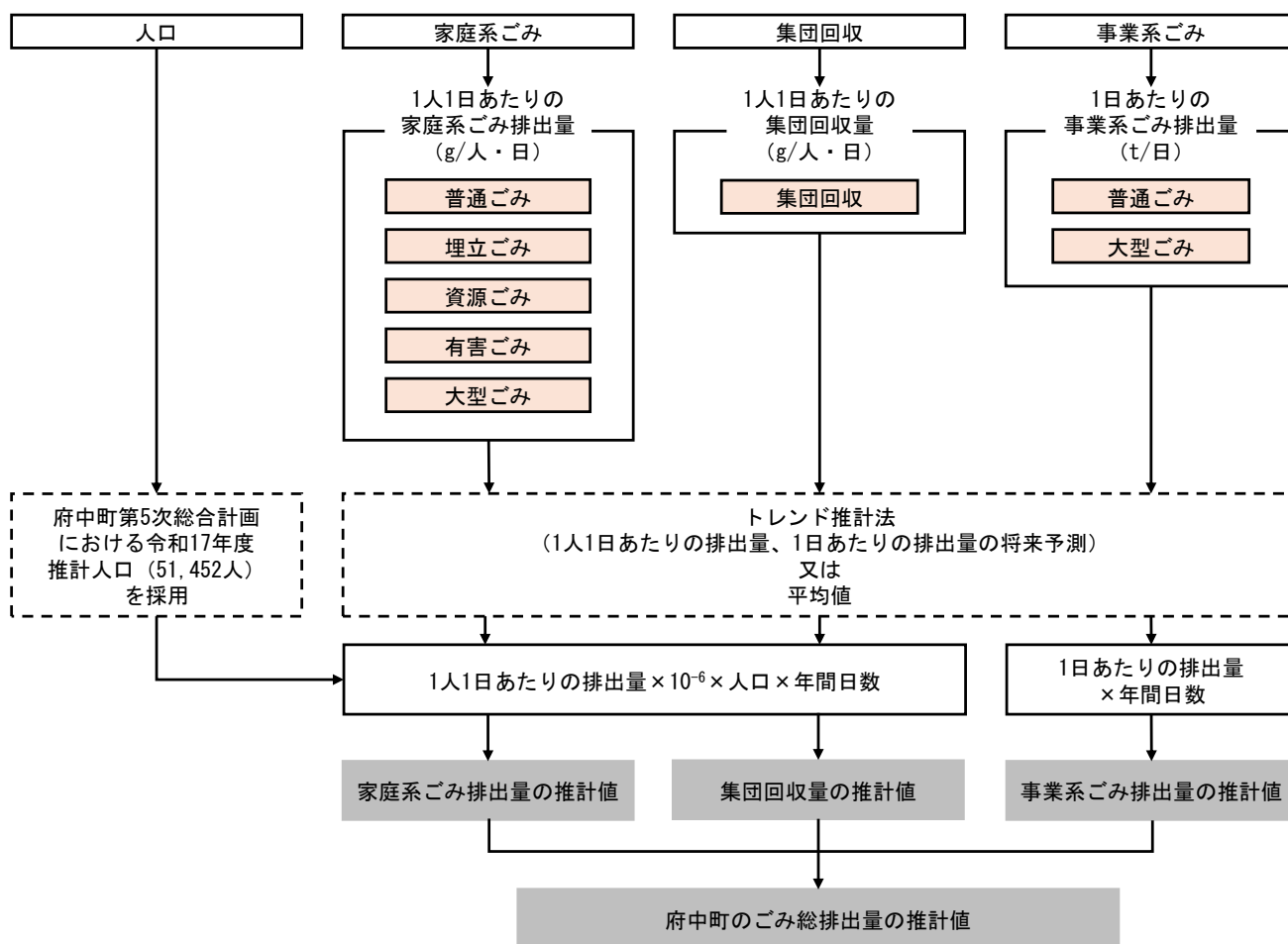


図 8-1 ごみ総排出量の推計手順

8.2 ごみ排出量（現状趨勢）

(1) ごみ総排出量

ごみ総排出量の推計結果は、図 8-2 及び表 8-1 に示すとおりです。

ごみ総排出量は、2024 年度が 14,013 t であるのに対し、2030 年度は 13,832 t、2035 年度は 13,690 t となる見込みとなっています。

また、1 人 1 日あたりのごみ排出量は、2024 年度が 735.6g であるのに対し、2030 年度は 729.9g、2035 年度は 727.0g となる見込みです。

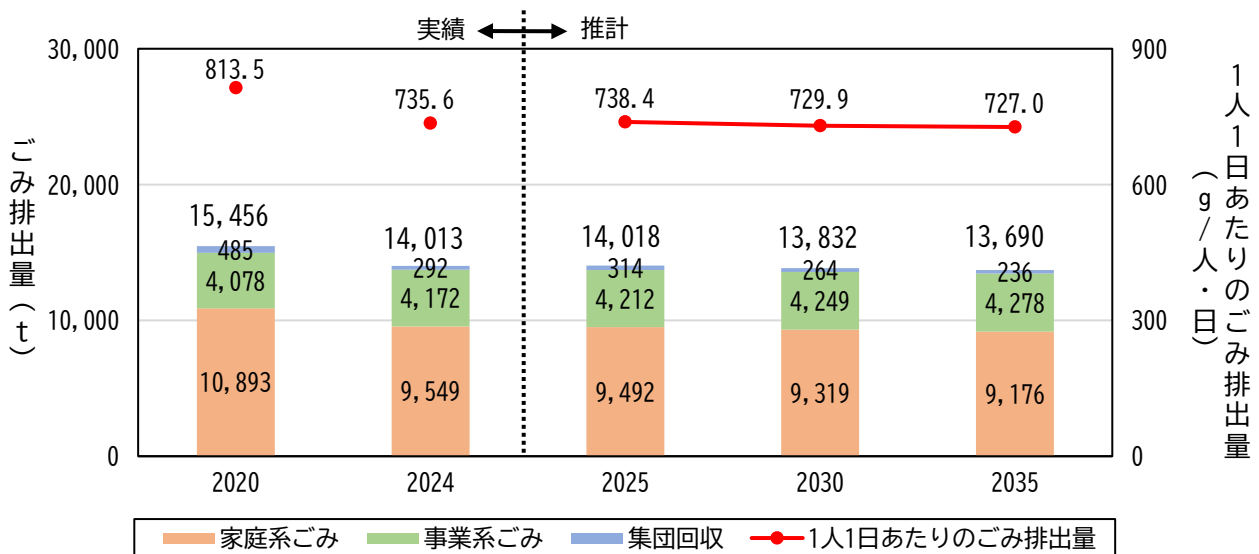


図 8-2 ごみ総排出量の推計結果（現状趨勢）

表 8-1 ごみ総排出量の推計結果（現状趨勢）

	単位	2020 年度 (実績)	2024 年度 (実績)	2025 年度 (推計)	2030 年度 (推計)	2035 年度 (推計)
家庭系ごみ	t/年	10,893	9,549	9,492	9,319	9,176
普通ごみ	t/年	7,478	6,596	6,622	6,610	6,568
資源ごみ	t/年	1,836	1,766	1,749	1,716	1,690
埋立ごみ	t/年	357	251	242	209	191
有害ごみ	t/年	13	16	14	14	14
大型ごみ	t/年	1,209	920	865	770	713
事業系ごみ	t/年	4,078	4,172	4,212	4,249	4,278
普通ごみ	t/年	4,019	4,129	4,165	4,205	4,238
大型ごみ	t/年	59	43	47	44	40
集団回収	t/年	485	292	314	264	236
ごみ総排出量	t/年	15,456	14,013	14,018	13,832	13,690
1 人 1 日あたりのごみ排出量	g/人・日	813.5	735.6	738.4	729.9	727.0
1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	573.4	501.2	500	491.7	487.3

※四捨五入の関係により、合計が一致しない場合がある。

(2) 資源化量

資源化量等の推計結果は、図 8-3 に示すとおりです。リサイクル率は、2024 年度が 17.4% であるのに対し、2030 年度は 17.2%、2035 年度は 16.8% となる見込みです。

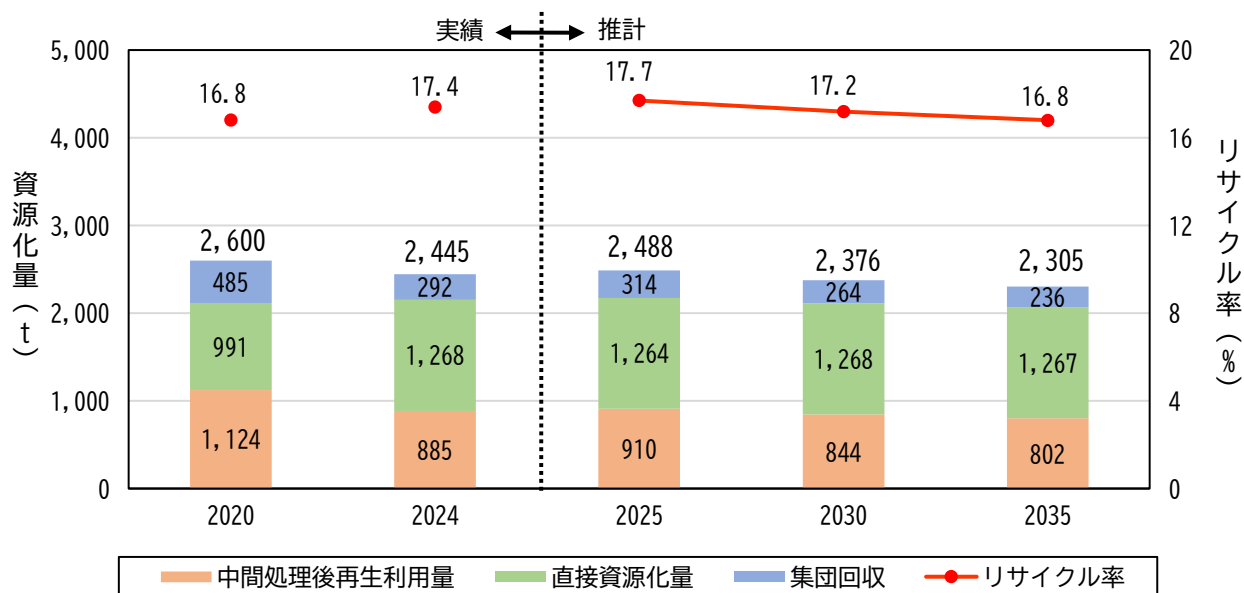


図 8-3 資源化量の推計結果（現状趨勢）

(3) 最終処分量

最終処分量等の推計結果は、図 8-4 に示すとおりです。最終処分率は 2024 年度が 8.0% であるのに対し、2030 年度以降は 7.8% で推移する見込みです。

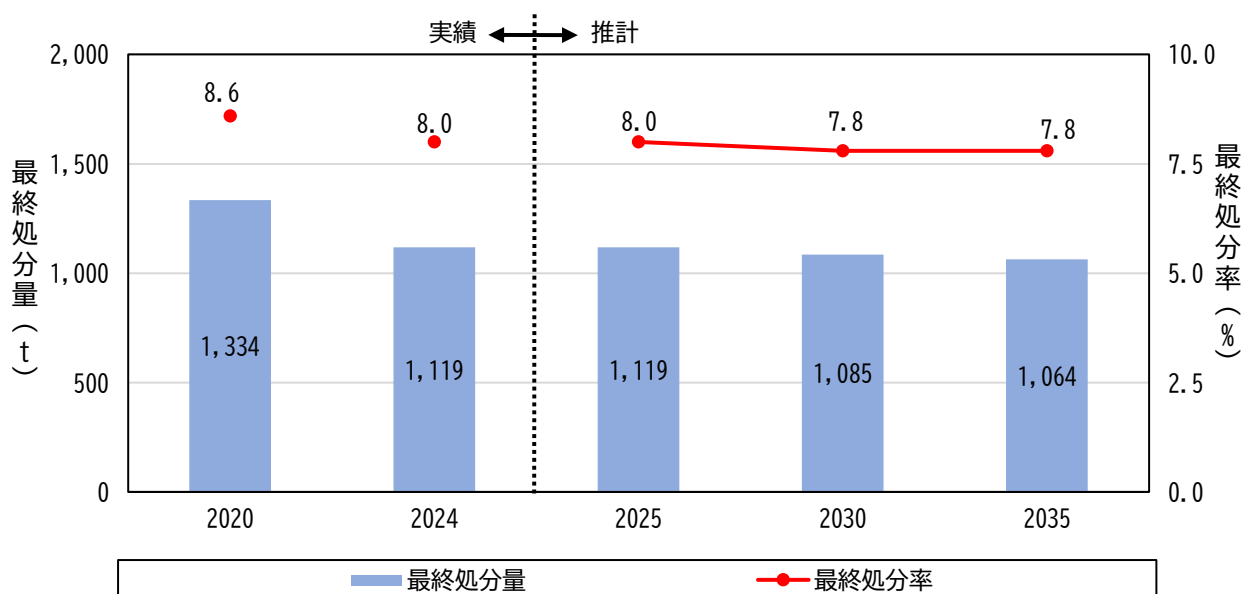


図 8-4 最終処分量の推計結果（現状趨勢）

8.3 ごみ排出量（目標達成時）

(1) ごみ総排出量

目標達成時のごみ総排出量の推計結果は、図 8-5 及び表 8-1 に示すとおりです。

ごみ総排出量は、2024 年度が 14,013 t であるのに対し、2030 年度は 13,573 t、2035 年度は 13,212 t を目指すものとします。

また、1 人 1 日あたりのごみ排出量は、2024 年度が 735.6 g であるのに対し、2030 年度は 716.2g、2035 年度は 701.6 g を目指すものとします。

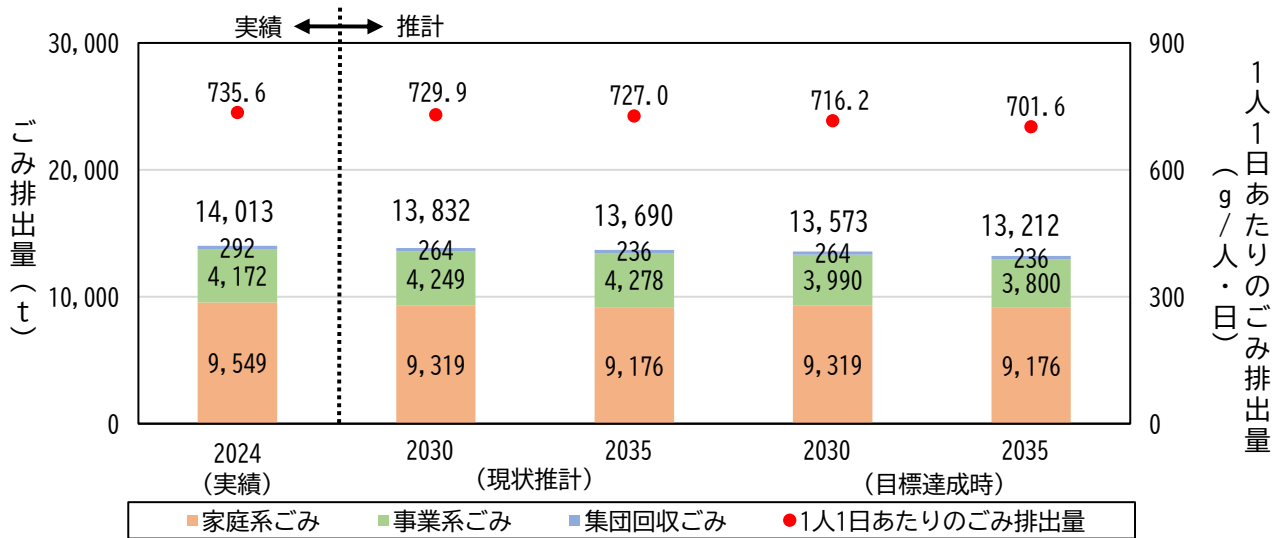


図 8-5 ごみ総排出量の推計結果（目標達成時）

表 8-1 ごみ総排出量の推計結果（目標達成時）

	単位	2024 年度 (実績)	2030 年度		2035 年度	
			現状趨勢	目標達成時	現状趨勢	目標達成時
家庭系ごみ	t/年	9,549	9,319	9,319	9,176	9,176
普通ごみ	t/年	6,596	6,610	5,668	6,568	5,632
資源ごみ	t/年	1,766	1,716	2,658	1,690	2,626
埋立ごみ	t/年	251	209	209	191	191
有害ごみ	t/年	16	14	14	14	14
大型ごみ	t/年	920	770	770	713	713
事業系ごみ	t/年	4,172	4,249	3,990	4,278	3,800
普通ごみ	t/年	4,129	4,205	3,949	4,238	3,765
大型ごみ	t/年	43	44	41	40	35
集団回収	t/年	292	264	264	236	236
ごみ総排出量	t/年	14,013	13,832	13,573	13,690	13,212
1 人 1 日あたりのごみ排出量	g/人・日	735.6	729.9	716.2	727.0	701.6
1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	501.2	491.7	491.7	487.3	487.3

※四捨五入の関係により、合計が一致しない場合がある。

(2) 資源化量

資源化量等の推計結果は、図 8-6 に示すとおりです。リサイクル率は、2024 年度が 17.4% であるのに対し、2030 年度以降は 26.0% を目指すものとします。

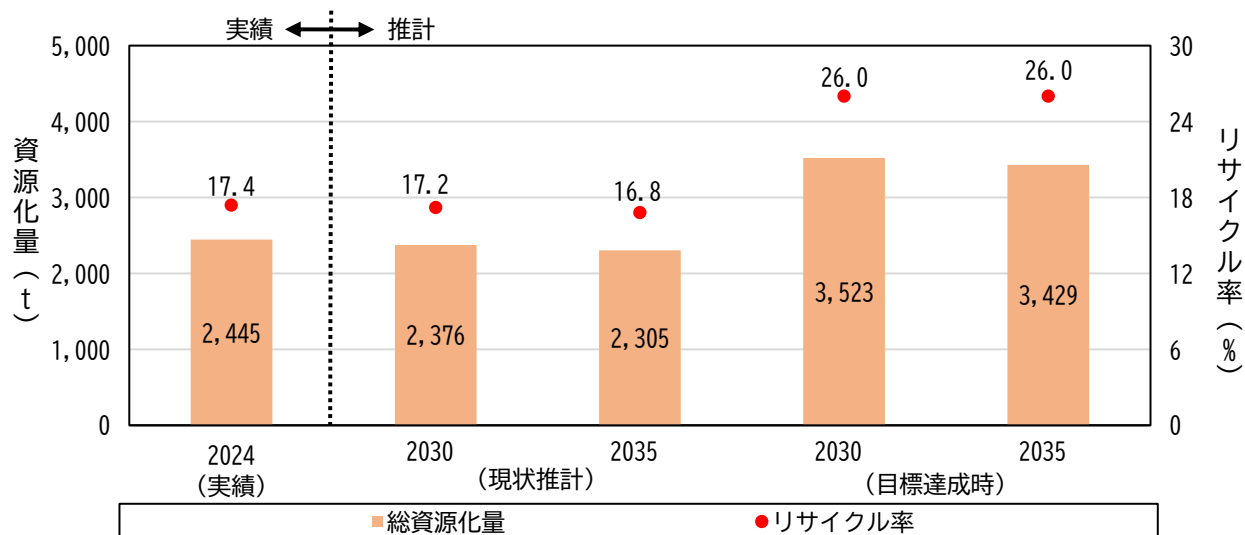


図 8-6 資源化量の推計結果（目標達成時）

(3) 最終処分量

最終処分量等の推計結果は、図 8-7 に示すとおりです。最終処分率は 2024 年度が 8.0% であるのに対し、2030 年度以降は 5.7% 以下を目指すものとします。

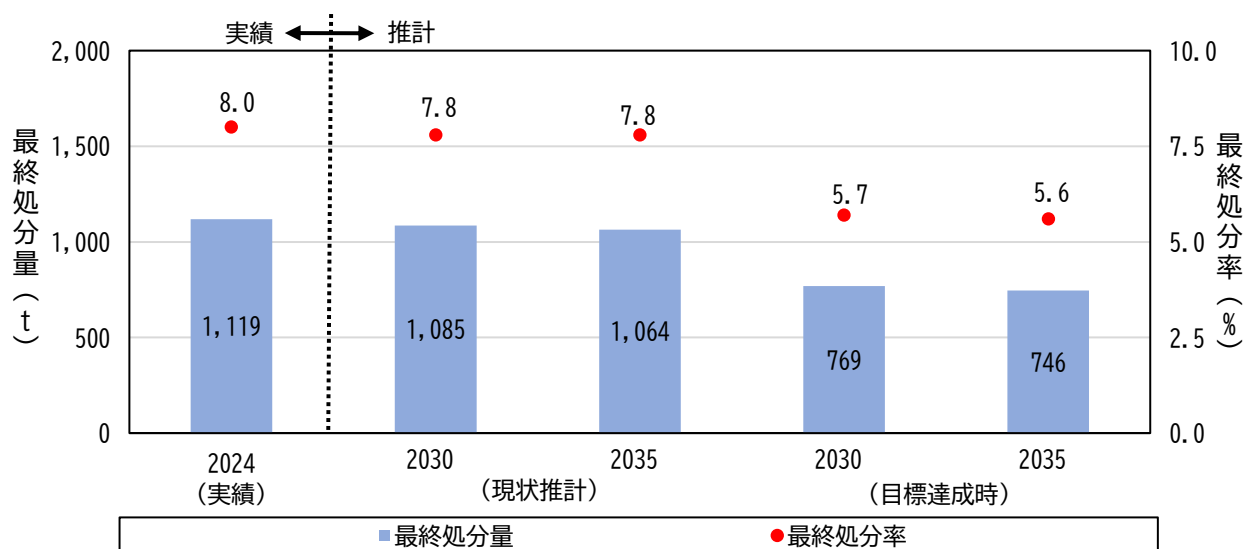


図 8-7 最終処分量の推計結果（目標達成時）

資料9 用語解説

9 用語解説

9 用語解説

<あ行>

○RPF（あーるぴーえふ）

「Refuse Paper & Plastic Fuel」の略。古紙や廃プラスチックを原料とし再利用して作られる固形燃料で、工場での発電等において石炭の代替燃料として活用されています。

石炭と比較してCO₂排出量が少ないです。

○一般廃棄物（いっぱんはいきがつ）

産業廃棄物以外の廃棄物を一般廃棄物といいます。

一般廃棄物は、固形状の「ごみ」と液状の「生活排水」に分類されます。

また、「ごみ」は、一般家庭から日常生活に伴って発生する「家庭系ごみ」と、事業活動に伴って発生する「事業系ごみ」に分類されます。

○一般廃棄物処理基本計画（いっぱんはいきがつしよりきほんけいかく）

一般廃棄物処理計画は、廃棄物処理法第6条1項の規定により市町村が定めなければならないとされている、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画です。

一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項を定める「基本計画」と、基本計画の実施のために必要な事業について年度ごとに定める「実施計画」があります。

○SDGs（えすでいーじーず）

「Sustainable Development Goals」の略称で「持続可能な開発目標」という意味を表します。

2015年に開催された国連サミットにおいて採択され、2030年までに世界各国が共通して達成すべき、産業や経済成長・防災・環境保全等に関する17の目標が掲げられています。

<か行>

○家庭系ごみ（かていけいごみ）

一般廃棄物のうち、一般家庭から日常生活に伴って発生する「ごみ」を「家庭系ごみ」といいます。

当町では、家庭系ごみは、普通ごみ、有価物（新聞・雑誌・雑がみ、ダンボール、ビン・缶、衣類）、ペットボトル、紙パック、白色トレイ、埋立ごみ、有害ごみ、大型ごみの区分に分別して収集しています。

○家電リサイクル法（かでんりさいくるほう）

「特定家庭用機器再商品化法」の略称で、排出された家電製品から有用な部分や材料をリサイクルし、資源の有効利用を推進するための法律です。

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目が特定家庭用機器として指定されており、消費者及び事業者、小売業者、製造業者等のそれぞれが果たす役割が定められています。

○環境基本法（かんきょうきほんほう）

環境への負荷が少ない持続可能な社会の形成を通じて将来にわたり良好な環境の確保を目指し、環境保全に関する理念や施策の基本方針を示すとともに、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務について定めた法律のことです。

○建設リサイクル法（けんせつりさいくるほう）

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の略称で、特定建設資材（コンクリート、アスファルト、木材）を用いた建築物等の解体工事や一定規模以上の建設工事において、分別解体、再資源化等を義務付けた法律です。

○小型家電リサイクル法（こがたかでんりさいくるほう）

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の略称で、携帯電話、デジタルカメラ、ゲーム機等の使用済小型電子機器の再資源化を促進するための法律です。

効率的な収集運搬が可能で再資源化が特に必要なものとして、政令により「家電リサイクル法」の対象となる家電4品目を除く28類型の対象品目が指定されています。

○戸別収集（こべつしゅうしゅう）

住民が家庭ごみを自宅前や敷地入口に出し、収集車がごみを世帯別に直接収集する方式のことです。

○ごみ処理基本計画（ごみしよりきほんけいかく）

一般廃棄物処理計画のうち、ごみの処理に関する基本的な事項を定める計画です。

○ごみ総排出量（ごみそうはいしゅつりょう）

ごみ総排出量とは、収集ごみ量、直接搬入ごみ量、集団回収量の合計です。

<さ行>

○災害廃棄物（さいがいはいきぶつ）

豪雨、洪水、がけ崩れ、地震などの災害によって発生した廃棄物を、災害廃棄物といいます。

○災害廃棄物処理計画（さいがいはいきぶつしゅりけいかく）

大規模災害が発生したときに発生する災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するため、災害廃棄物の処理方針や災害前後の各段階の対応等をあらかじめ定めておく計画です。

○最終処分（さいしゅうしょぶん）

ごみを最終的に埋め立てて処分することです。

収集・運搬されたごみは、破碎選別処理、焼却処理などの中間処理により資源化や減容化・減量化を行い、最終処分しています。

○雑がみ（ざつがみ）

「雑がみ」とは、新聞・雑誌、ダンボール、紙パック以外の包装紙やメモ用紙、お菓子の紙箱などのリサイクルできる紙類のことです。

当町では、「雑がみ」を「新聞・雑誌」と併せて有価物として収集し、リサイクルしています。

○産業廃棄物（さんぎょうはいきぶつ）

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど政令で定める 20 種類を産業廃棄物といいます。

なお、産業廃棄物以外の廃棄物は、一般廃棄物となります。

○残渣（ざんさ）

残渣とは、ごみを処理する過程で、最終的に残ったもののことです。

○事業系ごみ（じぎょうけいごみ）

一般廃棄物のうち、事業活動に伴って発生する「ごみ」を「事業系ごみ」といいます。

当町では、事業系ごみは、普通ごみ、大型ごみに分別して処理しています。なお、その他のごみについては、事業者が自らの責任で、適正な区分により、適正に処理・処分しなければいけません。

○資源回収拠点（しげんかいしゅうきょてん）

公共施設や小売店舗などに資源回収ボックスを設置し、資源物（ペットボトル、紙パック、食品トレイなど）を回収・リサイクルすることです。

○循環型社会形成推進交付金（じゅんかんがたしゃかいけいせいすいしんこうふきん）

廃棄物の 3 R を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進するため、国が交付金を交付する制度のことです。

○資源化量（しげんかりょう）

資源化量とは、資源化したごみの量のことで、具体的には、ビン・缶、ペットボトル、古紙等を資源化した量、粗大ごみや不燃ごみを処理して回収した鉄やアルミ等の量、焼却残渣をスラグ化し再利用した量等が挙げられます。

○資源有効利用促進法（しげんゆうこうりょうそくしんほう）

「資源の有効な利用の促進に関する法律」の略称で、循環型社会を形成していくために必要な3Rの取り組みを総合的に推進するための法律です。

特に取り組みが必要となる業種や製品を政令で指定し、設計・製造段階における3R対策、分別回収のための識別表示、事業者による自主回収・リサイクルシステムの構築などを事業者に求めています。

○自動車リサイクル法（じどうしゃりさいくるほう）

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」の略称で、使用済自動車の積極的なリサイクル・適正処理を行うための法律です。

自動車の所有者、関連事業者、自動車製造業者・輸入業者のそれぞれが果たす役割が定められています。

○集団回収（しゅうだんかいしゅう）

町内会などの地域団体が中心となって、新聞・雑誌、ダンボール、ビン・缶などの資源物を集め、民間の回収業者に引き渡してリサイクルすることです。

○循環型社会（じゅんかんがたしゃかい）

循環型社会とは、廃棄物の発生抑制、資源の循環的な利用、適正な処分が確保されることにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のことです。

○循環型社会形成推進基本法（じゅんかんがたしゃかいけいせいすいしんきほんほう）

廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立し、循環型社会の形成に向けた取り組みを推進するための法律です。

国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明らかにするとともに、3Rや廃棄物・リサイクル対策における処理の優先順位が定められています。

○食品リサイクル法（しょくひんりさいくるほう）

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」の略称で、食品の売れ残りや食べ残し、食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物の排出抑制と減量化により最終的に処分する量を減少させるとともに、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の再生利用等を促進するための法律です。

○食品ロス（しょくひんロス）

本来食べられるのにもかかわらず捨てられてしまう食品のことです。食べ残しや賞味期限切れの食品、野菜の皮の過剰除去等が食品ロスとして当てはまります。

○食品ロス削減推進法（しょくひんロスさくげんすいしんほう）

「食品ロスの削減の推進に関する法律」の略称で、食品ロスの削減に関し、国・地方公共団体・事業者の責務、消費者の役割を明らかにするとともに、関係者相互の連携協力により、食品ロスの削減を総合的に推進するための法律です。

○3R（すりーあーる）

3Rとは、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3つの頭文字を取ったものです。

循環型社会形成推進基本法では、廃棄物・リサイクル対策の優先順位を明確にしており、最初に廃棄物を発生抑制（Reduce）し、第2に廃棄物を再使用（Reuse）し、第3に廃棄物を再生利用（Recycle）し、第4に熱回収を行い、最後にどうしても循環利用できない廃棄物を適正に処分することとしています。

○生活排水処理基本計画（せいかつはいすいしよりきほんけいかく）

一般廃棄物処理計画のうち、生活排水の処理に関する基本的な事項を定める計画です。

○設備改良工事（せつびかいりょうこうじ）

燃焼（溶融）設備、燃焼ガス冷却設備、排ガス処理設備など、ごみ焼却処理施設を構成する重要な設備や機器について、概ね10～15年ごとに実施する大規模な改良事業のことです。

<た行>

○厨芥類（ちゅうかいりい）

厨芥類とは、家庭の台所、食料品の製造・販売や飲食店等の事業所から出てくる野菜くずや食べ物の残りなどの生ごみのことです。

○中間処理（ちゅうかんしより）

破碎選別処理、焼却処理など、ごみを資源化、減容化・減量化する処理のことです。

○店頭回収（てんとうかいしゅう）

事業者の自主的な取り組みとして、小売店舗などに資源回収ボックスを設置し、資源物（ペットボトル、紙パック、食品トレイなど）を回収・リサイクルすることです。

<な行>

○生ごみの水切り（なまごみのみずきり）

生ごみなどの水を切ることです。

水切りにより生ごみの重量を減らすことで、運搬効率や焼却効率が上がり、二酸化炭素の排出も減らすことができます。また、腐敗や悪臭の防止にもつながります。

<は行>

○廃棄物（はいきぶつ）

廃棄物とは、「占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となった物」をいい、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状または液状のものとされています。

○廃棄物処理法（はいきぶつしゅりほう）

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の略称で、廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別・保管・収集・運搬・再生・処分等の処理により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としています。

廃棄物の定義や処理責任、処理方法・処理施設・処理業の基準などが定められています。

○バーゼル条約（ばーぜるじょうやく）

バーゼル条約は、1989年に採択された有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関する国際条約です。

先進国から途上国への有害廃棄物の不適正な輸出を防止し、廃棄物の発生国での適正処理を原則とすることで、環境汚染や健康被害を防ぐことを目的としており、我が国では1993年に同条約を締結しています。

○不法投棄（ふほうとうき）

廃棄物を適正に処理せず、みだりに道路上や空き地に捨てることです。

また、収集日以外の日に集積所にごみを出す行為も「不法投棄」に該当し、不法投棄を犯した場合、廃棄物処理法違反として罰金の対象となる場合があります。

○プラスチック資源循環法（ぷらすちくしげんじゅんかんほう）

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の略称で、プラスチック廃棄物の排出抑制、再資源化に対する環境配慮設計、ワンウェイプラスチックの使用の合理化、プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化等により、プラスチックの資源循環を総合的に促進するための法律です。

○フードドライブ（ふーどどらいぶ）

家庭で余っている未利用の食品を持ち寄り、必要としている団体や施設、フードバンク等に寄付する活動のこと。

○フードバンク（ふーどばんく）

食品企業の製造工程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設等へ無料で提供する団体・活動のこと。

<ま行>

○マテリアルリサイクル（まてりあるりさいくる）

ごみをそのまま製品の材料又は原料として再利用すること。

具体例：使用済みペットボトルを原料とし再びペットボトルを製造、古紙を原料とし再生紙を製造等

<や行>

○山元還元（やまもとかんげん）

銅や鉛などの非鉄金属が高濃度で含まれている溶融飛灰から、鉱山（製錬所）の設備を用いて金属資源を回収してリサイクルする方法です。

○容器包装リサイクル法（ようきほうそうりさいくるほう）

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の略称で、家庭から一般廃棄物として排出される容器包装廃棄物のリサイクルの促進により、廃棄物の減量化と資源の有効利用を図るための法律です。

ビン・缶、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装等の容器包装について、消費者の分別排出、市町村の分別収集、事業者のリサイクルなど、それぞれが果たす役割が定められています。

○溶融飛灰（ようゆうひばい）

ごみや焼却灰を1,300°C以上の高温で加熱・溶融（固体が加熱され液状になること。）したときに発生する排ガス中に含まれる「ばいじん」を集塵装置で集めたもののことです。

銅や鉛などの非鉄金属が高濃度で含まれていることから、再処理することで金属資源がリサイクルできます。

<ら行>

○リサイクル率（りさいくるりつ）

リサイクル率とは、1年間のごみの総排出量に対し、リサイクルした量（総資源化量）の割合のことです。